

## 公共施設等あり方特別委員会会議録

平成21年3月23日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 17:26

委員長

ただいまから公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日提出されております、資料について、補足説明を求めます。

行財政改革推進室主幹

本日、提出いたしました資料につきましては、前回の特別委員会で資料要求があったものでございます。その配布しました資料について、補足説明いたします。最初に、公共施設等のあり方に関する第一次実施計画に基づく効果見込額の資料をお願いいたします。施設の種別ごとに効果見込額を記載いたしておりますが、現時点におけます推計額でございます。実施時期が施設ごとに異なっておりますが、平成21年度から平成27年度までの累計の効果見込額を記載いたしております。合計額でございますが、14億5,708万4千円となっております。なお、表の下に記載いたしておりますように、効果見込額には土地の売却に伴うものといたしまして、7億9,293万4千円が含まれております。次に、公共施設等のあり方に関する基本方針並びに実施計画素案に対する団体等の意見についてをお願いいたします。A3の用紙でございます。第一次実施計画を策定するにあたりまして、各審議会や関係団体等との協議を行った経過や基本方針並びに実施計画素案に対する主な意見について記載をいたしております。なお、内容の説明は省略させていただきます。以上、簡単ではございますが、提出資料の補足説明を終わります。

委員長

「議案第41号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

中央公民館長

議案書の77ページをお願いいたします。議案第41号飯塚市公民館条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明いたします。平成20年度末をもって飯塚総合会館、飯塚市庄内生涯学習交流館及び飯塚市穎田文化施設サンシャイン穎田を用途廃止するとともに、飯塚総合会館及び飯塚市穎田文化施設サンシャイン穎田をそれぞれ立岩公民館及び穎田公民館の一部とすることとともないまして、飯塚市公民館条例の一部を追加整理するため、本案を上程するものでございます。飯塚総合会館につきましては、廃止後の利活用につきまして、3階の一部を除きまして、立岩公民館の施設として従来どおり市民や各種団体への貸出を行うこととしております。サンシャイン穎田につきましては、廃止後の利活用につきましては、隣接の穎田公民館の付属施設として地域の生涯学習活動やコミュニティ活動等への利活用を図ることといたしております。続きまして、庄内生涯学習交流館の用途廃止後の利活用でございますが、平成22年度までは庄内図書館の一部施設として有効利活用を図りまして、23年度以降につきましては、周辺施設のあり方と合わせて中で有効利活用策を検討することといたしております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

川上委員

飯塚総合会館の3階、4階の一部を除いて、立岩公民館の施設にして貸し出すということで、料金が書いてあります。この料金は現在総合会館の料金と比べて増えるということはありませんか。

中央公民館長

料金につきましては従来のまま活用することといたしております。なお、現在、公の施設の検討委員会の中で受益者負担使用料関係につきましては、協議がなされておりますので、それが決定される場合には多少の料金の変更はあろうかと思っております。

川上委員

それから、今回の条例改正によって、今まで総合会館を使っていた方々は何らかのサービス向上が見込めますか。

中央公民館長

基本的には従来どおり、住民の利活用がなされると思っております。

江口委員

総合会館部分を一部を除き公民館とするということなんですが、その除かれる一部はどのスペースになるのか。併せて、その部分で活動していた利用者数がどの程度なのか。その方々は今後どのような所で活動されるのかお聞かせいただけますか。

中央公民館長

3階部分の一部施設と申しますのは、現在階段を上がって正面に消費生活センターというのがございますが、その隣ぐらいの部屋を現在考えておりますけども、はっきりどの部屋という部分につきましてはまだ申し上げられる段階ではございません。なお、その部屋がどのような団体が使っていたかということにつきましては、地域の市民活動団体等が主でございます。また、公民館サークル等も使っておりましたので、その辺の利活用につきましては他の部屋、あるいは1、2階の公民館部分の利活用を図ってまいりたいと考えております。なお、その部屋のデータでございますけれども、今持ち合わせて来ておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

江口委員

3階の部屋が何と何と何と何があつて、今度公民館の部分になるのは決まっているわけですよ。公民館になるのは第3研修室、会議室、大会議室だけなわけですよ。そうするとここから外れるものが出てくるわけですよ。貸し館できなくなる所が出てくるわけですよ。そうすると明らかに除かれる部分は分かっているわけですよ、ですよ。他方、総合会館についても利用者数伸びてますよね。H17年度が28,959人だったのが、H19年度は43,127人。28,959人がH18年度は37,979人、H19年度は43,127人と伸びているわけですよ。下の部分で1階、2階で解消したいというお話がございましたが、1階、2階の利用部分もかなり利用率高いと思うんですが、その点も併せて、再度どう考えるのかをお答えください。

中央公民館長

失礼いたしました。本庁部分に利活用なされるのは、消費生活センターの隣の部屋でございます。ここにつきましても利用はかなりのものがございますけども、本庁のいわゆる業務拡大に伴います本庁施設の狭いということがございますので、苦渋の選択ではございますけども、1部屋を本庁機能とするということで、この部屋の代替につきましては他の部屋、1、2階の部分で活用をはかってまいりたいとかように考えておりますので、よろしくご理解のほどお願ひいたします。

江口委員

1階、2階についても利用率は高いですよ。そういうことを考えると、1階、2階に振り返ることが実際としてできるのかなんです。サークルもあそこは結構ビチビチに入っていますよね。通常の貸し館でもお伺ひしてやろうとすると部屋が取れないことがままあるわけです。その中で、1部屋を本庁の機能として使いたいというわけですから、その1部屋で活動されていた方々の行き先がある意味必要なんですが、1階、2階に関しては今言いましたように、利用度も高くなつてくることを考えると非現実的ではないかと思うわけです。そう

いった方々に対してはどのようにご案内をされるのか。1階、2階に移ろうと思ったけど現実的に部屋が空いてないと言われたときには、どのように対応されるのか、その点をお聞かせください。

中央公民館長

3階の1部屋部分の利用者につきましては、できるだけ他の部屋、3階の他の部屋、あるいは1、2階部分の従来の公民館部分でございますが、この利活用を図ってまいりたいと考えておりますけれども、それでも足りないという場合につきましては、飯塚市内12地区公民館ございますので、またコミュニティセンター、中央公民館も持っております。そういう方につきましてはそういう施設をご案内してまいりたいと考えております。住民サービスの低下を招かないように考えて対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

江口委員

第1次実施計画、皆様方がお決めになった第1次実施計画のP25、それとP212をご覧ください。公民館、P25は公民館、類似公民館に関する説明であります。立岩公民館の利用者数はどのようになっているのか、併せてP212の総合会館の利用者数はどうなっているのかお答えいただけますか。

中央公民館長

立岩公民館につきましてはP25の表にもございますけれども、H17年度以降微増ではございますが利用者は増えてきております。総合会館につきましてはH17年度以降利用者は拡大の傾向にございます。市役所に近いという部分もございますので、位置的に非常にアクセスがいいと立地条件もよろしゅうございますので、総合会館につきましては需要が伸びているという現状がございます。

江口委員

それぞれ実数を示したうえでどの程度伸びているのか教えていただけますか。それに対してこのような伸びを示している所が他にどのような箇所があるのか教えていただけますか。

中央公民館長

飯塚総合会館につきましては、実施計画のP212に利用者数の推移を示しております。H17年度につきましては利用者数が28,959名、H18年度が37,979名、H19年度につきましては43,127名と、増加の傾向にございます。他にこのような施設があるかということでございますが、実施計画のP25の公民館の利用者数でございます。これによりますと、中央公民館、いわゆるコミュニティセンターにつきましては、H17、18、19年度ともに横ばい状態ということでございます。それから二瀬公民館につきましても多少減ってはありますが、横ばいという状況でございます。幸袋公民館につきましても2万3千人前後を推移いたしております。鎮西公民館につきましても横ばい状態でございます。菰田公民館につきましても1万1千人前後で推移いたしております。立岩公民館につきましては先ほど申し上げましたように微増の傾向でございます。飯塚東公民館につきましても1万6千人前後で推移いたしております。飯塚公民館につきましてはH17年度18,884名、H18年度28,999名、H19年度34,158名と、需要は拡大傾向でございます。鯉田公民館につきましてはだいたい1万2千人前後で推移いたしております。次のP26でございますが、穂波公民館につきましてはだいたい4万人前後で推移いたしております。合併後少し伸びております。筑穂公民館につきましては多少減少傾向でございます。庄内公民館につきましてはH18年度はちょっと伸びておりますけれども、だいたい1万3千人から4千人前後で推移いたしております。額田公民館でございますが、1万1千人から2千人で推移いたしております。

江口委員

立岩公民館、微増と言われた立岩公民館ですが、実数のご案内がありませんでしたが、H17年度50,645人がH18年度では1万7千人くらい増えて67,915人。それから

H19年度は約6千人程度増えて、73,451人です。H17年度からH18年度を比べるとざっと40%強の伸びになるかと思えます。そして総合会館部分もH17年度28,959人からH19年度が43,127人、1万5千人程度の増ですよね。H17年度からH19年度にかけて総合会館でも5割強の増、立岩公民館でも4割強の増になるわけです。その中で1部屋を減らすわけですが、他の公民館とかを利用していただけましたらと言いましたが、公民館の利用の多くの方々は地域の住民であるかと思えますが、その方々が行けるような所にそういった分があるのかどうかなんです。そのことを考えると果たしてこれは現実的なんだろうかと思うんですが、解決策何かございましたらお教えいただけますか。

中央公民館長

先ほどもご答弁申し上げましたように、近くにコミュニティセンター、中央公民館等がございますので、そちらのほうへのご案内をさせていただきたいとかように考えております。

江口委員

近くにと言われましたが、それがですね近くとっていただけるかどうかですね。片一方の中央公民館の数字を見てください。12万1千人だったのが10万2千人ですよね。こちらのほうは横ばいと言われましたがどちらかと言うと微減の傾向にあります。行けるんだったら多分行ってると思うんですよね。その点についてちゃんとした配慮が必要。きちんと数字を見たいうえでできるかできないかを考えていただかないと。本当に地域の方々が川を越えてコミュニティセンターにと、有料駐車場の料金を支払い活動をやれるかどうか。歩いて来ていたのがそれこそバスに乗って行ってになるのか、車に乗って行って有料の駐車料払ってやるのか。そのことを考えるとどうかと思えます。他方、この立岩新飯塚あたりにはまだ公共施設があったかと思えますが、貸し館等で使っている公共施設は何があるのかご案内いただけますか。

行財政改革推進室主幹

新飯塚ではないんですが、立岩地域には立岩会館が貸し館施設でございます。

江口委員

新飯塚にもう1つ施設ございませんでしたっけ。

委員長

休憩 10:23

再開 10:33

委員会を再開いたします。

行財政改革推進室主幹

新飯塚地内ということでございますので、公の施設といたしましては飯塚集会所、労働会館の1階、2階部分でございます。3、4階につきましては普通財産として位置付けをいたしておりますので、その分については賃貸借契約をいたしております。

江口委員

一番便利な所を行政の都合もありながら、申し訳ないがこの部屋については皆さまの利用に供することができないというわけです。であるならば、近くにある公共施設、飯塚集会所のご案内がありました、飯塚集会所、そしてサンアビリティーズいいづか等々ございます。そちらのほうについてきちんと住民が利用できる形態にさせていただけることが必要かと思えますが、その点については各種サークル等へのご案内も含めてやっていただけると考えてよろしいですか。

中央公民館長

飯塚総合会館の3階部分の一部を本庁機能を持たせるということの代替策といたしまして、今質問委員が言われるような、周辺の公共施設で代替可能な部分につきましては可能な限りご案内差し上げていただきたいとかように考えております。

江口委員

お客様のご迷惑にならないようにきちんと手を尽くす、そしてそれができなかつたならば、そのいっぺんの行政の用に供したいと言われたところについても考え直すことが必要かと思えます。その点についてきちんと努力をお願いできますか。

中央公民館長

きちんと努力してまいりたいと考えております。

江口委員

数字を見ていただければ本当にそれができるかどうか厳しい状況というのが分かりますよね。ぜひその点についてしっかりとした努力をお願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

川上委員

この委員会で総合会館の問題を検討したときですね、あなた方は市で使う場合でもその部屋について市民に貸し出すというふうに言ってたんじゃなかったんですか、どうですか。

中央公民館長

飯塚総合会館につきましては素案の段階では3、4階部分を本庁機能ということで素案を出させていただいておりましたけれども、その後実施計画の中ではですね、1階から4階までを立岩公民館としての位置付けを図るということで、3階の1部屋のみを本庁の部屋とするという実施計画を出しておりますので、そういうことでご理解いただけますでしょうか。

川上委員

じゃあその市が使いますよっていう会議室は、市以外は、市民のかたには貸さないということなんです、そうですか。ちょっと確認してください。

中央公民館長

貸し館はその部屋につきましては行なわないということでございます。

川上委員

料金を取る貸し方とはこれを見てそうじゃないと思いましたが、市が使わない時とか競合したときは市民が使えるということでもないという答弁ですね。それはちょっと困りましたね。先ほど江口委員の質問に対して、近隣の公共施設に使えるように案内をしますというようなお話だったんだけど、以前も言ったことがありますけど飯塚集会所なんですよね。ここを部落解放同盟とNPOにね、占用使用させなければね、また2階のほうはNPOのほうは大会議室と中会議室を使ってないから、あなたがたがそこで仕事したらどうですか、借りて、会議室としてね。それで市民は今までどおりというふうにはならないですか。市民ももちろん飯塚集会所、隣保館だから当然使えるわけだけでも。そういうふうになりませんか。人権同和のほうはどう考えますか。

企画調整部長

飯塚集会所につきましては1階は部落解放同盟飯塚市協議会、2階部分は人権ネットのほうに目的外使用許可ということで今使用をさせている状況であります。質問者が言われるように、2階部分の4室がございます。この4室について現在そういうふうで目的外使用許可を与えますが、今後そのあたりはちょっと検討させていただきたいというふうを考えております。

川上委員

私はその誤解している所もありましたけど、3階の一部という所はですね、市が使わないでどうしても市が本庁内で足りない場合は飯塚集会所のことも含めて、他の施設を使うということにしたらどうかと。3階の市が使う会議室というのは今度の条例には間に合わないでしょうけど、あなた方は使わないと、市民のかたが条例ないんだから無料で使えるようにしたらどうですか、そういうふうになりませんか。

中央公民館長

第1次実施計画におきまして、3階のその部屋につきましては本庁の1セクションなどを持って行きたいということで考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

私は反対です。その3階の一部については市民が継続的に使えるようにするべきだと思います。同時に、市民がそれでも足りないという場合は飯塚集会所を含めて隣保館規定の目的に従って使えるように。今目的外使用を認めている団体とはよく相談して出て行ってもらうということを含めて、市民が使えるようにするし。あなた方がどうしても市の執務上会議室が足りないという場合には、あなた方が遠い所を使うと。市民は今までと変化がないようにすべきだと思いますので、この条例については反対をしたいと思います。

委員長

他に討論はありませんか

江口委員

賛成ではありますが、先ほど言った努力をやるというお話がございました。ぜひその点についてきちんと努力をしていただく。そしてまた、なお、実際にご迷惑をかけることがあった場合等々につきましては、きちんと見直し等も含めて検討することをお願いしたいと思っております。

委員長

他に討論はありませんか

( な し )

討論を終結いたします。

おはかりいたします。採決いたします。

「議案第41号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第42号 飯塚市立庄内生活体験学校及び生活文化交流センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

生涯学習課長

議案第42号 飯塚市立庄内生活体験学校及び生活文化交流センター条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。議案書の81ページをお願いいたします。提案理由でございますが、同一敷地内に建設された生活文化交流センターと生活体験学校とを一体の施設として管理し、その管理に関する事項を整理するため本案を提出するものでございます。条例の一部改正に至る経過を簡単な説明させていただきます。庄内生活体験学校は、昭和63年4月に、旧庄内町が単費で開設して庄内生活文化交流センターは、平成10年4月に旧庄内町が国庫補助事業により開設したものでございます。いずれも同一敷地内に隣接して建てられたもので、子どもの体験学習で一体的に使われる施設であることから、名称を飯塚市立生活体験学校に統一しようとするものでございます。今回の名称の変更に関しまして、担当部署であります九州経済産業局産業立地課と協議した結果、事前届け出の手続きだけでよく問題がないということが確認できましたことから、条例の一部改正を提案するものでございます。条例内容について、新旧対照表でご説明をいたします。83ページをお願いいたします。題名飯塚市立

生活体験学校及び生活文化交流センター条例を飯塚市立生活体験学校条例とし、及び生活文化交流センターを削除するものでございます。第1条は、旧条例第1条第1項、第2項をそれぞれ施設設置を規定したものを、名称の統一にともない1項にまとめたものでございます。それから、飯塚市立生活体験学校と申しましたけど、飯塚市庄内生活体験学校条例でございますので、訂正をさせていただきます。第2条、第3条は、名称変更にともなう文言の改正をしたものでございます。第4場は、休館日等、第5条は、利用の許可を新たに規定したもので、これにより旧の4条を6条に、5条を7条に改正し、それぞれ文言の整理を行い、6条、8条に改正いたしております。この条例は、平成21年4月1日からの施行としております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第42号 飯塚市立庄内生活体験学校及び生活文化交流センター条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第43号 飯塚市山口コミュニティセンター条例を廃止する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

中央公民館長

議案書の85ページをお願いいたします。議案議案第43号飯塚市山口コミュニティセンター条例を廃止する条例につきまして、補足説明いたします。飯塚市山口コミュニティセンターにつきましては、平成10年に土地改良事業にともないまして県説されたものでございますが、実態としては地元の自治公民館としての活用がなされておりますことから、平成20年度末で用途廃止いたしまして、平成21年度からは地元自治会に無償譲渡するため本案を上程するものでございます。なお、地元自治会に無償譲渡するためには、地縁団体の認可を受ける必要がありますことから、その間は無償で貸与をしたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第43号 飯塚市山口コミュニティセンター条例を廃止する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第44号 飯塚市体育館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。施行部の補足説明とあわせて、12日の本会議において27番議員からなされました審査要望に対する答弁を求めます。

スポーツ振興課長

それでは先に議案第44号 飯塚市体育館条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。議案書の86ページをお願いいたします。スポーツ振興課の管理する各体育施設につきま

しては、この特別委員会において協議していただいております「公共施設等のあり方に関する第1次実施計画」にありますように、平成22年度から指定管理者制度の導入を図ることといたしておりますので、今回、関係する条例を改正するものでございます。また、各施設の本年4月1日からの休館、休場日、利用時間等につきましても、変更いたしております。今回の各体育施設の条例改正は、本年4月1日から施行するものを第1条で、来年4月1日から施行するものを第2条で定めております。詳細につきましては、議案書89ページの新旧対照表で、主な点についてご説明いたします。右側が現行で左側が改正案でございます。本年4月1日から施行する第1条関係でございますが、第3条第2号で、穂波体育館の休館日を、第4月曜日と12月28日から翌年の1月4日までを、第4月曜日と12月29日から翌年の1月3日までとし、第3号の穂波B&G海洋センターでは、12月28日から翌年の1月4日までを、12月29日から翌年の1月3日までとすることで、休館日の統一をするものでございます。90ページをお願いいたします。来年4月1日から施行する第2条でございますが、新たに第2条の2で、飯塚市飯塚第1体育館、飯塚第2体育館、穂波体育館および穂波B&G海洋センターの管理は、指定管理者に行わせるものとし、指定管理者が行う業務は、指定管理施設の利用に関すること。指定管理施設の維持および修繕に関すること。そのほか、指定管理施設の運営上必要と認める業務といたしております。第3条、第4条では、指定管理施設の休館日、利用時間については、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得たときに限り、変更等が出来ることとしております。91ページをお願いいたします。第11条では、指定管理施設の利用にかかる料金につきましては、指定管理者が条例等に定める範囲内で定める利用料金とし、指定管理者の収入として収受させることとしております。それから、申し訳ございません。新の方の第11条の2行目が「定める額の範囲内で」となっておりますが、「定める額の範囲内で」の誤りでありましたので、訂正方、お願いいたします。

次に本会議において、27番議員から審査要望のありました「指定管理者が行う業務に『指定管理施設の維持および修繕に関すること』とあるが維持と修繕とはどのような内容なのか。」ということにつきましては、維持と申しますのは、施設等の保守管理が主なものでございまして、施設を正常に保持し、適正な利用に供するために必要な、清掃、消防設備、機械警備、空調機器、衛生管理、植栽管理、駐車場等の保守管理をしっかりと行うことによって、施設の維持に努めることでございます。これらの保守管理にかかる経費につきましては、指定管理にかかる委託料の中に含むこととなります。次に、修繕と申しますのは、利用者が安心、安全に施設を利用できますように必要に応じて、施設の補修、修繕や部品交換を行うことでございます。なお、軽微な修繕等は指定管理者に行ってもらおうようになりますが、これにかかる上限額等は現在検討中でございます。そのほか、必要に応じて、市と指定管理者により協議し、対応を決定することと考えております。

以上で、補足説明および答弁を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

利用料金の件なんですけど、指定管理者になった時の、以前私は質疑とお願いを要望したと思うんですが、子供たちをボランティアでみてるスポーツ団体、野球チームとかテニスとか、体育館であればバトンとかいろいろあると思うんですが、この辺の利用料金を少し、市長の定めるところによりということで、見直しが出来ないかと、安く出来ないかということをお願いしてたと思うんですが、その辺はどのようになっておりますか。お聞かせください。

行財政改革推進室主幹

第一次実施計画におきまして、受益者負担につきましても、記載をいたしております。それを受けまして、いくつか内部組織を立ち上げております。そのひとつでございますが、使用料



等受益者負担検討委員会ということで、例えば今言われております、使用者区分、減免も含めた中で、今後早急に検討を進めてまいりたいというふうには考えております。

委員長

別に質疑はありませんか。

川上委員

この4施設について、90ページの条例の第2条の2に指定管理者制度を導入するということになっているんですが、これはこの4施設をそれぞれに指定管理者を選定するのか、一括でしようとするのか、それについてはいかがですか。

スポーツ振興課長

今、体育館4箇所ございます。今日、6条例、一部を改正する条例をあげさせていただいております。これ、全部合わせますと14施設になります。今考えておりますのは、導入推進委員会がいずれございますが、所管課といたしましては、全施設一区でいきたいと考えております。

川上委員

結果として、複数を担当すると、複数を管理するということが起こり得ますか。

スポーツ振興課長

十分、指定管理者ひとつで対応できると考えております。

川上委員

ある業者が、この施設も、この施設も、この施設も、結果として、管理することになることがあるかということ聞いたんですけど。

スポーツ振興課長

全部で14施設と申しますのは、ここで言えば4館ございます。あと野球場もございます。そういったものを合わせて全部で14施設がございまして、それをひとつの指定管理者、一本でと考えておりますので、それぞれひとつずつ個別というふうには考えておりません。

川上委員

スポーツ関連の指定管理者導入の議案はすべて、1業者ですべて14施設全部管理するということになっておるわけですか。それを考えてあるわけですね。どうしてそういうことを考えたんですか。

スポーツ振興課長

今、全部で32施設ございます。その中で、市主催事業、それから地域におけます体育振興会事業等をやっております。また、体育協会事業をやる中で、住民の方たちのスポーツ振興という部分でいえば全体協議が多うございます。それで各施設を利用すると考えた時に、指定管理者外も当然でございます。あと、指定管理施設もございまして、体育協会事業等々を市全般に渡す事業をやり出す時に、日程的なものも考えて、1年間調整してやります。その中で、指定管理者につきましては、各施設ごとになり1個1個ということであれば、日程調整等事業をやる上では非常に不便なものもありますし、不備なものもあるということも考えた時に、指定管理者ひとつでやる方がいいのではないかとということで、今のところひとつというふうなことで考えております。

川上委員

体育館だとか、プールだとか、野球場、同じようなことする所もあるでしょうけど、例えば体育館とプールという危険性には違いがあるでしょ、危険性の質というか、大雑把過ぎませんか。こういった施設の場合は、こういった特性を持っているので、こういう選定基準がいるんだとかね、そういうことは考えられましたか。

スポーツ振興課長

今お答えしておりますのは、所管課の考え方ということで、今から導入推進委員会がござい

ます。その中で最終的に、こういった方向で指定管理者に出す方がいいのではないかとということで検討されますので、今お話しておるのは私ども所管課の考え方ということで、ご理解いただければというふうに思いますが、安易に一まとめにした方が簡単だからということでは考えておりません。あくまで住民の方たちにスポーツ、地域の体育事業をやっていただくおりに、日程的に各会場を押さえることも多々ございます。そういったものを考えた時に、指定管理者が何本か、というかなり過ぎた場合と申しますか、なった場合に、日程調整関係、それぞれの指定管理者とも協議するような必要がございます。そういったところを踏まえました時に、私ども所管課といたしましては、今言った形がいいのではないかとということで考えております。

川上委員

それはわかりませんね。条例からいえばね、所管課がどう考えようと、これは4体育館一括で、特定の所に、4施設一括してひとつの所に出すということは書いてないわけでしょ、条例には。所管だけが思い込んでおるとのことなんです。教育委員会全体が思い込んでいます。この条例は書いてないけど、そういうふうに、決めてますと。教育委員会全体がそういうことになってるんですか。

スポーツ振興課長

条例改正の内容につきましては、あくまで、条例それぞれあります。各施設あります。それをどういった取り扱いをするかということでございますので、これを1本で指定管理者に出すとか、いうことの内容につきましては、条例改正の中では当然及ばない事項になってくるのではないかと考えております。今言った内容につきましては、部内で、協議しております。

川上委員

条例改正の答弁としては馴染まないですね。冒頭出された体育館の管理経費の縮減効果見込額が、7,411万9千円と書いてますね。今回の条例を適用すると、この7,411万9千円が縮減効果出ますよ、ということですか。

スポーツ振興課長

この7,400万というものの中には、23年度からの各地域に無償貸与する分も加わっております。全体的なものということで、効果見込額ということで、出させていただいておる数字でございます。

川上委員

この条例、4施設を指定管理者導入ということになると、管理経費の縮減幅はどれくらいだと見込まれてますか。

スポーツ振興課長

年間で考えました時に、500万弱、400数十万、削減率であれば10%程度、それかける年数の22~27と考えれば、3,000万程度ということになるかと思えます。

川上委員

1年で500万弱くらい浮くでしょうと、そのわけは、現在かかっている管理経費かける10%しただけなんですね。他に理由があるんですか。結果としては10%浮くんですか、それとも最初から10%かけるから、10%浮くんですか、どちらですか。

スポーツ振興課長

結果的にでございます。はじめから10%見込むとかいうことではございません。

川上委員

プールでも野球場でも同じような質問していると、きりがないと思いますけど、体育館だけ特に聞いてみましようね。体育館の場合、どうして10%、500万管理経費が浮くと考えられるんですか。どういう計算をしたら10%浮いたと、500万浮くということになるんですか。

スポーツ振興課長

これにつきましては、第一次実施計画のコスト削減のところ、統一的な計算方法をとった

わけですが、各警備うちが今委託している分につきましては、だいぶ絞り込んでまいりましたので、これが10%、20%削減できるかと言われれば、そういったものについては削減できる幅については数%ではないかと考えております。職員の係わる部分が当然でございますが、指定管理者になりますと、その係る部分がほぼなくなってまいります。そういったところから、人件費について削減幅が大きいのではないかとということでございます。

川上委員

人件費しかないでしょ、ほとんど。人件費が中心だろうと思うんですけど、それが500万も管理経費が縮減できる理由がわからんわけです。一次実施計画、54ページとか55ページに管理コストのことが書いてありますけどね、人件費見ても、500万という数字が出てこないんですよ。500万という数字をポンと言ったでしょ、その数字は具体的にどこから出てきたんですか。足したり引いたり掛けたりして出てくるんですよ。

スポーツ振興課長

55ページ、56ページ、57ページに関しまして、施設の管理運営コストというのがございます。その中で、人件費というのがございます。これを全体で足しますと、人件費だけで1,800万程度になるかと思えます。施設管理につきましても、5,000万程度ということになるのではないかと思います。その中で当然、人件費というのは、職員の係る人件費の部分でございまして、こういったところが当然大幅に削減されてまいりますので、その意味から500万程度、500万弱ということで考えております。

川上委員

500万という数字が出てこないですね。今の答弁からは。施設管理費が5,000万で、人件費が1,800万、そんなになりますか。4施設足して、ならないでしょ。4施設の指定管理のことを話しているんですよ。

スポーツ振興課長

申し訳ありません。訂正させていただきます。先程申しましたのは、7館の分でございました。4館で考えました時に、人件費がだいたい1,000万ちょっと、管理費が3,300万ということでございます。その中で、飯塚第一体育館につきましては、職員がほぼ常駐しているということで、当然人件費については、職員の分、結構かかる経費になっております。そういったところを含めた時に、500万弱ということで、500万台ということではございません。470~480万ということではございますが、そういった形で費用効果という形で見込んでおります。

川上委員

もっと聞きたいところもあるんだけど、要するに人件費1,000万、管理費が4,300万でしょ、人件費が削減出来るということで、470万浮きますよと、あるいは480万浮きますよと、ということなんですね。で、10%超えるということですよ。そこまでして、住民サービスの向上は、こういったことが期待できますか。

スポーツ振興課長

指定管理者制度の導入につきましては、健康の森公園の市民プールもございまして、利用者により利用される施設ということを第一と考え、進めてまいりたいと考えております。その中で当然、スポーツ施設でございまして、それぞれその施設を利用して、住民の方なりに、いい形で利用していただけるというか、楽しいスポーツをしていただけるということを、スポーツ振興課としては望んだところでございます。

川上委員

具体的なことはないかと、市が直営でやるより、指定管理者がやると、500万弱も経費が安くなりますよと、というのは本質的には何によってそういうことができるんでしょうね。

スポーツ振興課長

当然今、管理を直営でやっておりますので、事あるごとに外に職員が出て行かなければなりませんし、準備、片付け等も職員でやらなければなりません。当然そういったもの、指定管理者になれば職員に係るものもなくなるということで、関わる部分もなくなるということでございますので、人件費についても当然削減されるというふうに考えております。

川上委員

サービスが低下するということですね。サービスが低下しないんだったらね、民間事業者の労働者が、安い賃金であなた方と同等の仕事をさせられてね、その賃金が浮きますよということでしょう。税収がおちるんですね。質問終わります。

委員長

他に質問ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

反対です。今答弁があった程度の住民サービス向上が見込めるというようなことであれば、今職員が直営で頑張ればいいことですよ。管理経費の縮減についても、指定管理者制度をあくまで導入するほどのメリットはないと考えますので、反対であります。

委員長

他に討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第44号 飯塚市体育館条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決されることに賛成の委員は挙手を願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 12:03

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

「議案第45号 飯塚市野球場条例の一部を改正する条例」を議題といたします。施行部の補足説明とあわせて、12日の本会議において27番議員からなされました審査要望に対する答弁を求めます。

スポーツ振興課長

それでは先に議案第45号 飯塚市野球場条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。議案書の93ページをお願いいたします。先程、体育館のところでも申し上げましたが、本年4月1日から施行するものを第1条で、来年4月1日から施行するものを、第2条で定めております。詳細につきましては、議案書96ページの新旧対照表で、主な点についてご説明いたします。右側が現行で左側が改正案でございます。本年4月1日から施行する第1条関係でございますが、第2条で名称の整理をし、第3条の休場日につきましては、12月29日から翌年の1月3日に統一いたしております。第4条の利用時間につきましては、利用実態等を考慮し、改正いたしております。97ページをお願いいたします。中段から、来年4月1日から施行する第2条でございますが、新たに第2条の2で、飯塚市穂波野球場および筑穂野球場の管理は、指定管理者に行わせるものとし、指定管理者が行う業務は、指定管理施設の利用に關すること。指定管理施設の維持および修繕に關すること。そのほか、指定管理施設の運営上必要と認める業務といたしております。第3条、第4条では、指定管理施設の休場日、利用時間については、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得たときに限り、変更等が出来ることとしております。98ページをお願いいたします。第11条の、指定管理施設の利用にかか

る料金につきましては、体育館のところでも申しましたように、指定管理者が条例等に定める範囲内で定める利用料金とし、指定管理者の収入として収受させることとしております。

次に本会議において、27番議員から審査要望のありました「2つの施設を指定管理者に管理させた時の、コスト削減効果はいくらなのか。」と「指定管理者が行う業務に『指定管理施設の維持および修繕に関すること』とあるが維持と修繕とはどのような内容なのか。」ということについて答弁させていただきます。1点目のコスト削減効果につきましては、所管課としましては19年度と比較しまして15%程度削減出来ればと思っております。次に維持および修繕の内容でございますが、維持と申しますのは、先程の体育館のところでも答弁しましたように、施設を正常に保持し、適正な利用に供するために必要な、清掃、衛生管理、植栽管理、駐車場等の保守管理をしっかりと行うことによって、施設の維持に努めることでございます。なお、これらの保守管理にかかる経費につきましても、指定管理にかかる委託料の中に含むこととなります。次に、修繕につきましても体育館同様でございますが、必要に応じて、施設の補修、修繕や部品交換を行うことございまして、軽微な修繕等は指定管理者により行ってもらうようになりますが、先ほども述べましたように、これも、まだ上限額等は検討中でございます。そのほか、必要に応じて指定管理者と協議し、対応を決定することと考えております。

以上で、補足説明および答弁を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

原田委員

この指定管理の維持及び修繕等に関わることでございますけども、これは指定管理者の候補がスポーツ団体ということじゃなかったですか。ちょっと確認させてもらいたんですけど、この野球場に関して。ちょっと変わったのであれば、ちょっと経過じゃないけど今の現状を示してください。

スポーツ振興課長

指定管理者がスポーツ団体ではなくて、無償貸与します部分ですね、野球場、P75飯塚野球場の見直しの方向であります、上から4行目5行目でございますが、「飯塚野球場についても利用実態等を考慮し、スポーツ関係団体等による自主自立的な管理運営が可能な時期に、公の施設～」ということでございます。

原田委員

地区体育振興会やスポーツ関係団体等ということだったんですよね、ということでしょう。貸与する場合はそこが管理してくださいということだったでしょう。維持管理ということになると、修繕となると、当然ある程度業者が委託する場合だって当然ありますよね。となるとそこに完全にお任せするんじゃないかと、ある程度そちらがサポートしなきゃならないんじゃないかと思うんです。そのあたりはどうなんでしょうか。完全にお任せできるんですか。

スポーツ振興課長

当然修繕等、指定管理者が受けましたときには、いろいろ修繕等がありましたときはこちらの方に連絡をしていただきながら打ち合わせをするということがまず前提にはなっておりません。その中で軽微なものということで、例えばガラスが1枚割れたとかドアのノブが壊れたとか、そういった簡単なものについては当然やっていただくということになりますが、これはどうなのかなという判断するものも当然出てくるというふうに思いますので、そういったものを含めて逐一報告をしていただきながら、協議し対応するということでございます。

原田委員

そういうこともいろんな限度がありましようけど、ケースバイケースというのがあるかと思いますが、やはり何らかの形でサポートするということになると、先ほどこの資料をいただきました効果の見込額、これも結局はサポートは差し引いて考えているんですか。手がかか

るってということですよ、要するに。指定管理にしたってですよ。これは野球場だけ見ると3,700万円もの財政効果がありますよっていう見方があってますけど、やはり何らかの形で職員はそこに関わっていかなきゃいけない。じゃあここに掲げてあるような、まあ重複するような形になるかと思えますけども、これだけの効果が果たしてあるのかなと私は疑問に思うんです。そのあたりはどのようにお考えなんでしょうか。

スポーツ振興課長

見込としましてはうちのほうで委託管理費等々も当然ありますが、今言いました修繕等相談があれば行くという時間等も当然あるかと思えます。ただその修繕等も当然しょっちゅうというかいつもあるわけではございません。そういったもので電話連絡等、まあ現地に行くこともございましょうけど、いろんな形で対応できると考えたときに、それほどかかる分としては今委員が言われますような形でかかるかと言われれば、そこまではかからない、人のかかる部分としましてはですね。

原田委員

非常にいいづらい部分もあるんでしょうけども、必ずしもこの効果見込額がそのままではないと私は思うんですよ。いろんな形でサポートが必要になってくるんじゃないかと思うんです。別にこれを言っても平行線になりますんでこれで終わりますけど、こういった振興会とか関係団体ですね、組織的にきちんとお話というか、ご相談されたんだろうと思うんですが、その後の経緯なんかはどんなふうになっているんでしょうか。ちょっとそこらへんの経緯をお示しいただけますか。

スポーツ振興課長

各地区体育振興会ございますが、その中で今からの体育振興会がどんなふうな形でどう進んでいくという部分につきましては、この実施計画ができる段階におきまして話はさせていただいております。その中で当然各地域の体育振興会、非常に不安になられてある所もありましたので、その部分につきましては市のほうでサポートしていきながら、体育振興会、地元のスポーツ振興を担っていただいておりますので、そのところ安心してやっていただけるような形でサポートする部分では話を進めさせていただいております。

原田委員

以前にも申し上げましたように、こういう振興会、それから関係団体等のサポート出て来られてる役員さんと申しますか、そういった方々というのは結構ご高齢のかたが多いんですよ。だからやっぱりそういったご心配というのは当然あるかと思えます。どうしても市のほうがやっぱりサポートすることかなり出てくると思うんですよ。そこでこの効果見込額をこう出して3,700万円ありますから、ぜひともそのお願いしますというのはちょっと乱暴な理論ではなかろうかなという気が私はするんです。しつこいようですけどもね。この一番肝心なことはこういった振興会とか関係団体等がきちんとご理解いただいて、こうやるんですと、この限度についてこれから先は市の方が責任持ってやりますと、明確な基準というのを出さないと、非常にあいまいなままでは進めないんじゃないかと思うんですが、そのへんについてはどのような取り決めなり、何か計画があればお示しをいただきたいと思うんですが。

スポーツ振興課長

今委員の言われます内容につきましては、当然各地域体育振興、スポーツ振興を担っていただくところにおいては非常に大事な部分でございます。そういったものは今後地域と振興会と話をさせていただきながら、不安を取り除いていきたいというふうに考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

川上委員

穂波と筑穂だけ指定管理者にする理由は何ですか。

スポーツ振興課長

これは公施設の特別委員会の中の実施計画の中でもございますが、公の施設として残すというものが飯塚市穂波野球場と筑穂野球場でございます。その分につきましてはこの中でも方向の中でもございますように、指定管理者導入ということでさせていただいておりますので、その方向で進むということでございます。

川上委員

中身が説明できないと市民は分からんでしょ。それから一緒に聞きますね、サービス向上はどういったことがあるのか。またこの2つの球場を指定管理にすることによって、現在の経費から比べてどれくらい管理経費が縮減できるのか。先ほど10%と言われましたけど、具体的に数字が出てくるのが分かるような説明をしてください。

スポーツ振興課長

当然指定管理者に出したときに住民サービスの低下を招くようでは意味がございませんので、そのところにつきましてはこれから導入推進委員会もございますが、そういった中で指定管理者の、先ほど体育館でももう少し補足すればよかったんですが、住民サービスの低下を招かないようにということでは当然進めて行きたいと、指定管理者にそのところも望んでいきたいと思っております。

野球場でございますが、野球場につきましては費用効果としましては200万円程度になるのではないかとこのように思っております。これにつきましては芝のいろいろな手入れ、委託しております。そういった部分につきましても指定管理者導入されれば、委託関係についても非常にシビアな形で削減されるということを見込んで、今言ったような数字でございます。

川上委員

地方自治法の244条は読んで議案提出されていますか。

スポーツ振興課長

やっております。

川上委員

住民サービスの低下を招かないようにと2回言われましたね。自治法はそういうことは書いてないでしょ。何て書いてます。

行財政改革推進室主幹

自治法の244条でございます。これは全体的なことがございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。この244条には「普通地方公共団体は住民の福祉を増進する目的を以ってその利用に供するための施設を設けるものとする。」というのが第1項でございます。

川上委員

住民サービスの低下を招かないように指定管理者制度を導入するとかそんなこと書いてないでしょ。課長がそういうつもりでこれ全部出してるんだったら撤回してくださいよ、関係議案全部。だから根本的な弱点がある。それからもちろん関連するから言うんだけど、14施設を一括して出しますと、原課としては考えているというようなことだったけど、14施設は体育館の4は分かります。野球場の2つも分かります。あとは何ですか、あとの14-4-2。

スポーツ振興課長

当然今回条例改正を出させていただいておりますが、運動広場・グラウンドで申しましたら市民公園運動広場、健康の森公園多目的広場、市民公園陸上競技場、穂波グラウンド。プール、穂波市民プール。テニスコートは市民公園テニスコート、穂波テニスコートでございます。

川上委員

それは指定管理者の手続、指定手続等に関する条例とかね、の中で、一括して14施設を指定管理に出すことができるというのはどこに書いているんですか。

スポーツ振興課長

条例の中には書いてないと理解しております。

川上委員

そしたら今まで本市の指定管理者で適用で14とか8とか何でもいいけど、まとめて出している所はどこがあります。

総合政策課長

今導入されている施設につきましては、そういうグループ的なものはないと認識しております。

川上委員

あるでしょ。本当はないですか。教育委員会。その図書館はどういうふうに考えます、中央図書館、穂波館、筑穂館。あれは1つの図書館だからという発想ですか、そういうことですか。

生涯学習部長

図書館につきましては条例が飯塚市図書館の1本ということで、本日提案させております体育館を含めます各スポーツ施設につきましてはそれぞれの条例ごとになっておりますので、そこに違いがあると思います。

川上委員

じゃあその施設の条例ごとで言えば、まとめて複数でいかすというのは、そういうことをしたことはないんですね、ないんですね、どうですか。

企画調整部長

今生涯学習部長が答弁しましたように、条例の中で1本の条例の中でのいわゆる施設についての複数の指定管理者制度はございますけど、設置条例がそれぞれ違うことについての一括指定管理者というのは、現在のところはありません。

川上委員

そしたらね、14施設一括で出すとすると、指定管理料はいくらかとは聞かれませんが、どれくらい縮減効果があると思われませんか。計算してるでしょ、14施設全体では。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:24

再 開 13:30

委員会を再開いたします。

スポーツ振興課長

これはあくまで見込でございますが、年間で1238万円、1200万円程度ということで考えております。

川上委員

1200万円ですか。先ほど体育館だけで500万円あると言ったでしょ。470万円の縮減効果と言ったでしょ。他も全部14施設合わせて1200万円で大丈夫ですか、大丈夫。

スポーツ振興課長

指定管理者のみということで年間で考えたとき、1200万円程度ということでございます。

川上委員

そうすると、その指定管理者は10%を減じて指定管理となった場合でも1億円を超すんですよ、指定管理委託料は、14箇所を一括で受ければ。そういうイメージですよ。1億円を超す指定管理料を一括で14施設管理委託を受けると。そういうような発想がね、先ほど言った指定手続等に関する条例の中の指定管理者の選定という、今度条例改正ありますけど、指定行為者の選定とかでね、整合性が取れますかね。14施設の指定管理をね、一括して任せる所を選定委員会が選ばなければいけないわけですね。そんなことがこの条例は予定してるんですか。生涯学習部長ね、今課長が答弁していることは部内で一致していると言ってるでしょ、一致し



ていることなんですよ。あなたが答弁したらどうですか。

生涯学習部長

14施設につきましては一番最初の考え方でございますけど、エリア毎と、そういうことでいろいろ検討した結果ですね、先ほど課長が答弁いたしましたように、14施設一体的にみたほうがやはり住民のサービス向上、また管理の上でそのほうがよりベターであろうという考え方をもってしてですね、今後導入委員会がございまして、その中で一応導入委員会で諮って、その方向性が本当にそれがいいのかということは、今後とも決定をその中で決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

川上委員

大変なことと思うんですよ。指定管理者制度導入が個々の施設のサービス向上になるかどうかという議論もあるんだけど、今の部長の答弁でいうと1つ1つとか少し小さいくりよりは14箇所1箇所のほうが住民サービス向上に役立つと言われたんですよ。それで理由は言わない。理由を聞かせてください。

生涯学習部長

一体的に管理したほうがより効率的であると。しかもその申し込み手続等の一元化によりまして、利用者の利便性を図れるものというふうな考え方をもって対応したいと思っております。

川上委員

その程度のこと、一括をやろうとしたわけですか。先ほど私のそれこそおおざっぱなこと言いましたけど、1億円を超える指定管理料になるでしょ。仕事の内容から言えば、第2スポーツ振興課をつくることになるんですよ。第2スポーツ振興課を民間につくることになるんですよ。そう思いませんか。それで人件費は大幅に減らすわけですよ。どこに事務所が、指定管理を受ける所がどこになるか分からないけど、第2スポーツ振興課になりますよ。この14施設全部仕事しようと思うと、何かえらい思い切って大胆なことを言ったもんですよ。とにかくプールのところで続きは聞きましょう。この質問は終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

野球場そのものについてもそうですし、それから14施設を一括で委託、指定管理を導入するというような非常に乱暴なことが前提になっているようですので、もういずれにしてもこれは反対ということです。

委員長

他に討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第45号 飯塚市野球場条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願ひます。

( 挙 手 )

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第46号 飯塚市民プール条例の一部を改正する条例」を議題といたします。施行部の補足説明とあわせて、12日の本会議において27番議員からなされました審査要望に対する答弁を求めます。

スポーツ振興課長

それでは先に議案第46号 飯塚市民プール条例の一部を改正する条例の補足説明をいたし

ます。議案書の100ページをお願いいたします。これも先程、体育館、野球場のところで申し上げましたが、本年4月1日から施行するものを第1条で、来年4月1日から施行するものを第2条で定めております。詳細につきましては、議案書103ページの新旧対照表で、主な点についてご説明いたします。右側が現行で左側が改正案でございます。本年4月1日から施行する第1条関係でございますが、筑穂市民プールの学校体育施設への用途変更により、第2条、第3条、第4条、別表におきまして、関係するところを削除いたしております。104ページをお願いいたします。来年4月1日から施行する第2条でございますが、新たに第2条の2で、飯塚市穂波市民プールの管理は、指定管理者に行わせるものとし、指定管理者が行う業務は、プールの利用に関する事。プールの維持および修繕に関する事。そのほか、プールの運営上必要と認める業務といたしております。第3条、第4条では、プールの利用期間、利用時間については、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得たときに限り、変更等が出来ることとしております。98ページをお願いいたします。第11条の、プールの利用にかかる料金につきましては、指定管理者が条例等に定める範囲内で定める利用料金とし、指定管理者の収入として収受させることとしております。

次に本会議において、27番議員から審査要望のありました4点について答弁させていただきます。まず、1点目の「飯塚市穂波市民プールを指定管理者に管理させた時の、コスト削減効果はいくらなのか。」につきましては、所管課としましては19年度と比較しまして10%程度削減出来ればと思っております。2点目の「指定管理者が行う業務に『指定管理施設の維持および修繕に関する事』とあるが維持と修繕とはどのような内容なのか。」ということについてですが、維持と申しますのは、先程も答弁しましたように、施設を正常に保持し、適正な利用に供するために必要な保守管理をしっかり行うことによって、施設の維持に努めることとございます。なお、これらの保守管理にかかる経費につきましても、指定管理にかかる委託料の中に含むこととなります。次に、修繕につきましても先程答弁しましたように、必要に応じて施設の補修、修繕や部品交換を行うこととございまして、軽微な修繕等は指定管理者により行ってもらうようになりますが、先ほども述べましたように、これも、まだ上限額等は検討中とございます。そのほか、必要に応じて指定管理者と協議し、対応を決定することと考えております。3点目の、この条例は、「飯塚市民プール条例」となっているが、「飯塚市市民プール条例」とするべきではないのか。についてですが、表題につきましては、旧飯塚市におきます条例から、この表題でありまして、4町につきましては体育施設をまとめた条例でありましたので、合併時の例規の整備にあたり、各スポーツ類型ごとの条例整備を行った際、そのまま、旧飯塚市からありました条例「飯塚市民プール条例」を参考にして策定した経緯から、こういった形になっております。他の「飯塚市市民交流プラザ条例」「飯塚市市民公園条例」等との整合性からすれば、ご指摘のとおりでございますので、今後、この条例の改正の際に、もん言の整理を行いたいと考えております。4点目の、今回の改正案では、この条例だけが以下「プール」としているが、他の条例では以下「指定管理施設」となっているが、何故なのか。についてですが、今回プール以外の条例改正につきましては、直営により管理する施設と、指定管理者により管理する施設がありますので、区別する意味合いから、以下「指定管理施設」という形にし、プールにつきましては、筑穂市民プールを中学校の体育施設に用途変更したため、削除した結果、穂波市民プールのみとなりますので、以下「プール」という形にいたしております。

以上で、補足説明および答弁を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

105ページの改正の第11条・12条の中に、利用料金と減免等とあります。指定管理者

で利用料金制度を導入する際に問題となると思われるのが、減免した際の使用料の取扱いであります。指定管理者を受ける者にとってみれば、どのくらいお客様が来るかなという見込みのもとで管理料を起算するわけですが、この減免のあり方如何によっては大きく管理経費に差が出てきます。例えば100万入った利用料金のうち50万を減免すると言われると、100万円見込めると思っていた料金収入が、例えば50万円分は減免でゼロになる。指定管理者を受けようと思うところにとっては、非常に積算が狂うわけです。そういったところに関してどのように対処するつもりなのか。一般的には、指定管理者制度の中でどのように運用されているのか、まずお聞きいたします。一般的な話ですよ。

スポーツ振興課長

現在、スポーツ振興課のほうで持っております健康の森公園の市民プールがございます。指定管理者でやっていただいておりますが、そこにつきましては、今、委員が言われました分につきましては、補填等の処置は取っておりません。今のところ、しておりません。

江口委員

市としてどういうふうな形でやっていくのかについて、方向性が決まっているのでしょうか。どうでしょうか。文化会館の指定管理者の導入の話をしている時に、この減免の補填の分、どう取り扱うのかとお聞きした時には、確かそれについては、それも加味した中でやっていく、ある意味、行政の出費として、それについては指定管理の中に積算をするというお話があったかと思いますが、今回プールが出てきてるわけですよ。この穂波の市民プールについて、改正後の規定の中では「指定管理者は必要があると認めるときは利用料金を減免し、またその徴収を延期し、もしくは猶予することができる」とあるわけです。この減免規定をどのように使おうと考えているのか。また、個別具体的にプールはどうするのか。あと、市の方針として、こういったケースについてどのように考えるのか。二点、お聞かせください。

スポーツ振興課長

今、委員の言われますように、当然、減免等の措置をとるような形、11条・12条関係で入れております。そのところで当然そういったものを利用者等々を試算しながら計算するという形にはなってくるというふうに思っております。

企画調整部長

市の基本的な考え方につきましては、使用料から減免になる分については、減免額を除いた分の過去3年間の実績という形で、使用料を積算させていただいております。

江口委員

例えば減免を、使用のうちにある一定割合が減免になるとする、それが50万円ありました、と。それについては、指定管理料としてきちんとその分をプラスで渡す形にするのか、それともそういった部分は全く考慮せずに、減免については指定管理者が負担をするという形なのか。今のお話でしたら、きちんとその点については、例えば市の主催事業とかで減免するわけですよ。とすると、当然市が負担するべきですので、管理費用として支出するということによろしいですか。

企画調整部長

使用料がございますね。使用料から減免額を除きます。除いた分が指定管理者の利用料金という形になってくるということでございます。

江口委員

利用料収入の段階で、もう減免してあるから、そこはもう入ってないんです。指定管理者になろうと思う人間が応札をする場合、幾らで、と応札しますよね。その時に関して、それは外したうえで、その部分はきちんと管理費用として、収入があると積算をしていいのかわかります。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:52

再開 14:05

委員会を再開いたします。

企画調整部長

どうもすみません、時間を取らせまして誠に申し訳ございません。今の江口委員からのご質問でございます。使用料の中に減免額があった場合は、使用料から減免額を差し引いた部分を利用料金という形で指定管理者の収納ということにいたしております。これ、指定管理者制度の導入の指針の中では、過不足が生じたとしてもこの補填はしないというのを基本的に持っております。これで、過去3年間の利用料金の実績を踏まえた中で、この使用料を積算いたしております。委員のご質問の中で、過去3年間の実績はわかるけど、仮に飯塚市の考えの中で、大幅な減免額が生じた場合はどうするのかというようなご質問と思います。それで、過去の今までの事例の中にも、そういう大幅な、市のほうの判断の中での減免ということは生じておりませんが、仮に飯塚市の考え方で、大幅な減免が生じた場合については、今後十分にその部分についても配慮させていただき、検討させていただいた中で、何とか補填の方向ということでの検討をしたいと考えております。

江口委員

明確な基準が必要だと思ってるんです。簡単に言いますと例えば、全部埋まったら1千万円の利用料金収入がある施設があったとしますよね。減免がなく100%払っていただいたら1千万円の収入があるとします。ところが、今の利用状況は6割だとします。減免をしなかったら600万円の収入があったとします。そのうちの200万円が減免で、今、動いているとすると、市が指定管理者に出す場合には、利用料金収入のおよそ基準額としては、600万円の収入から200万円を引いて400万円くらいで予算組みをしますよね。それに対して片一方では、管理費がかかる。管理費はこのくらいかかる、その管理費から400万円を引いて、およそベースの数字が出てくるわけです。ところが、業者のAは、現状600万円の利用をいただいているんだけど、私は営業の努力でこれを800万円まで持っていく、と。その時に、減免が200万円のままであったらプラス200でいいわけですよね。だから、管理経費がこのくらい、私どもは少なくてもいいよという話になるわけです。で、例えばBという業者は、私はそれを1千万円まで持っていく。例えばCという業者は、残念ながらこの場所については、これから先は人口の伸びも見えないし、道路等の環境も考えると600万円はみることができない、500万円にしかならないだろう、と。そうすると、収入が変わってくるわけです。片一方で、減免も変わるわけですよね。市の事業のやり方によっては、200万円の3年間のアベレージだった減免金額が、これから例えば体育頑張ろう、どんどん減免してでも頑張ってもらおうよ、と。そして、300万円にも400万円にもなるケースがあるわけです。そうすると、事業者の収入は全く変わるわけですよね、減免額が変わると。そうすると、そこで、例えば事業者の努力によって変更できる分はいいですよ。ところが、そこが市の政策ひとつで、がらっと収入が変わるという形では、事業者にとって迷惑をかけますので、それこそ事業者のリスクになります。そうすると、指定管理者をやろうと思う団体にとってみても、やりづらいわけですよ。だからこそこの部分に関しては、きちんとケアしなくてはならないと思いますし、例えばその管理経費の積算の中でアベレージとして、減免分としてはこのくらいを基準と考えています、これから1割を越した場合については増えた経費の半分をきちんと市が持ちます、もしくは、増えた経費については全て市がきちんと持ちますとか。そういったものをやらないと、指定管理者としてやっていこうという団体にとっては経営そのものが成り立たなくなりますので、その点についてきちんとやっていただきたい。現在は、それをやらないという方向です。確かに、現在、吉北にある市民プールについてはそのようにやっています。対して、私は文化

会館の審議の時に、それについては「やる」というお話を聞きましたし、まだ内部で話があったようにまとまっていない状況にあるように思います。で、このプールに関しては、22年度ですので、あと1年ちょっとあります。ところが、その指定管理者の公募についてはスケジュールがギリギリです。できるだけ早期にその分をはっきりさせて、市としての方向性も決めていく必要があると思いますが、それについてはちゃんとやられるという理解でよろしいですね。

スポーツ振興課長

今、言われますように、その方向で検討してまいりたいというふうに思います。

江口委員

プールもそうですが、その他についても当然、それについて検討していただけるということでもよろしいですね、同じくらいのスピードで。企画調整部長、担当部長、よろしいですね。

企画調整部長

そのような方向で、十分に検討していきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

川上委員

プールのことなんですけれども、本市が合併して誕生したのが2006年の3月26日なんですね。その前年の10月に、埼玉県の富士見野市というところが合併しております。人口10万人くらいなんですね。ここで、指定管理を導入したプールで子どもが事故で亡くなったんですね。それで、健康の森公園の市民プールを今、指定管理やっているわけなんですけれども、新たに穂波を加えるということになってくる時に、本市が富士見野市のこの痛ましい事故の教訓をどのように踏まえて考えたかをお尋ねしたいと思います。

スポーツ振興課長

当時の事故につきましては新聞報道等あっておりまして、その後、国のほうから通達もありまして、プールにおける安全管理のためということで調査等がっております。その当時、健康の森公園の市民プール、穂波のプール、筑穂のプールにつきまして調査をやって、施設的には十分問題はないということで、いただいております。また、その管理体制等々につきましても当然、当時、市民プールの場合でしたら監視員の増員等をしながら十分対応するという形でやっておりますが、その教訓を活かしながら穂波市民プールも十分考えていきたいというふうに思っております。

川上委員

何のことかわからないですね。富士見野市は、ああいう事故が起きたことについて、どういう教訓を引っ張ってるんですか。

スポーツ振興課長

教訓としまして、私ども考える分としましても、当然、施設の整備、それから監視体制の強化、来ていただく市民の方に十分楽しんでいただける体制をとるということをお教訓として考えたいというふうに思っております。

川上委員

部長、本質的なところは何ですか。

生涯学習部長

富士見野市のそういう教訓をもとに、二度とそういう事故が起こらないように、安全面の点検等について指示もいたしましたし、させていただいたところでございます。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:16

再開 14:20

委員会を再開いたします。

川上委員

プールを指定管理に出す時に、全国的な合言葉は富士見野市ですよ。それで一つは、指定管理を出す時に、市役所が危機感まで指定管理にやってしまう。危機意識がなくなってしまうんですよ。だから、指定管理にした後、施設もまともに見ないわけですよ。指定管理者にやった施設ということで。それが一つです。これが最大の問題意識ですよ。それともう一つは、そこから出てくるんだけど、富士見野市は、指定管理に出すでしょ、その受けた指定管理者は丸投げしたじゃないですか。その事実を富士見野市は知らなかった。最初の危機意識がないから。だから、あなた方が14施設を一括で特定業者に、一つの業者にまかせようと言うんだけど、そういうことでいくと、どんなことが起こるかわからないですね。

それで、ちょっと聞きますけどね、この穂波のプールは、例えばどういうところが指定管理を受けられると思いますか。

スポーツ振興課長

まだ公募もいたしておりませんが、導入推進委員会に当然、この分を諮りながら、どのような方向ですというのを決めてまいります。その中で仕様書等も作成いたしますので、その中で公募いたしまして、それを見ていただきながら、自分のところで出来ると判断されたところが応募されると考えております。

川上委員

子どもの命に関わるような施設を扱うのに、そんな無責任な回答はないでしょう。例えば、ほかの13プラス1ですか、14施設を扱うことのできる業者が、今の段階でなくて、それに向けて構築されるのかもしれないけど、グラウンドとプールを一緒に扱うことのできるような業者があったとして、穂波のプールでどれだけの努力をしてくれるか。そういうイメージがなくて指定管理者制度を導入というわけにはいかないと思うんですよ。だから、転んでケガをするのも大変だけど、水のところはすぐ命に関わるではないですか。そういうのを、どうしてこんなにおろそかに扱うのかな、というふうに思います。質問を終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

穂波のプールの指定管理については、まともに安全上のことが検討されておらず、反対であります。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第46号 飯塚市市民プール条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第47号 飯塚市テニスコート条例の一部を改正する条例」を議題といたします。施行部の補足説明とあわせて、12日の本会議において27番議員からなされました審査要望に対する答弁を求めます。

スポーツ振興課長

それでは先に議案第47号 飯塚市テニスコート条例の一部を改正する条例の補足説明をい

たします。議案書の106ページをお願いいたします。これも、本年4月1日から施行するものを第1条で、来年4月1日から施行するものを第2条で定めております。詳細につきましては、議案書109ページの新旧対照表で、主な点についてご説明いたします。右側が現行で左側が改正案でございます。本年4月1日から施行する第1条関係でございますが、筑穂テニスコートの学校体育施設への用途変更により、第2条から第4条、別表におきまして、関係するところを削除いたしております。それから、第3条の休場日で穂波テニスコートの、12月28日から翌年の1月4日までを、12月29日から翌年の1月3日までとし、休場日を統一いたしております。第4条の利用時間につきましては、穂波テニスコートが期間により利用時間を設定していたものを、期間による時間設定を設けず午前6時から午後10時までとするものでございます。110ページをお願いいたします。来年4月1日から施行する第2条でございますが、新たに第2条の2で、飯塚市穂波テニスコートの管理は、指定管理者に行わせるものとし、指定管理者が行う業務は、指定管理施設の利用に関すること。指定管理施設の維持および修繕に関すること。そのほか、指定管理施設の運営上必要と認める業務といたしております。第3条、第4条では、指定管理施設の休場日、利用時間については、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得たときに限り、変更等が出来ることとしております。111ページをお願いいたします。第11条の、指定管理施設の利用にかかる料金につきましては、指定管理者が条例等に定める範囲内で定める利用料金とし、指定管理者の収入として収受させることとしております。

次に本会議において、27番議員から審査要望のありました「飯塚市穂波テニスコートを指定管理者に管理させた時の、コスト削減効果はいくらなのか。」と「指定管理者が行う業務に『指定管理施設の維持および修繕に関すること』とあるが維持と修繕とはどのような内容なのか。」ということについて答弁させていただきます。1点目のコスト削減効果につきましては、所管課としましては19年度と比較しまして10%程度削減出来ればと思っております。次に維持および修繕の内容でございますが、維持と申しますのは、先程から答弁いたしておりますように、施設を正常に保持し、適正な利用に供するために必要な保守管理をしっかり行うことによって、施設の維持に努めることでございます。なお、これらの保守管理にかかる経費につきましても、指定管理にかかる委託料の中に含むこととなります。次に、修繕につきましても先程から答弁いたしておりますように、必要に応じて施設の補修、修繕や部品交換を行うことございまして、軽微な修繕等は指定管理者により行ってもらうようになりますが、先ほども述べましたように、これも、まだ上限額等は検討中でございます。

そのほか、必要に応じて指定管理者と協議し、対応を決定することと考えております。

以上で、補足説明および答弁を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑は、ありませんか。

川上委員

管理経費の縮減効果について資料が出されております。それで、この資料と実施計画を並べてみますと、実施計画81ページに管理コストが書いてありますけど、例えば市民運動公園テニスコートは施設管理費だけでいいますと324万円。これに対し、74万円余の縮減効果になってるんですね。なってるとしょ。わかりますね。それから、穂波のテニスコートは施設管理費だけみますと300万円余ですよ。これに対して縮減効果は40万8千円。それから庄内が次にあるんですけどね。庄内の場合を見ましたら、82ページなんですけど、施設管理費が14万円なんですよ。ところが、その縮減効果は67万6千円。庄内については、人件費を加えたとしても67万円なんですよ。だから、まるごとか、と。この縮減効果、数字はどういうふうにして出てきているのか、簡単に構いませんので説明してください。

スポーツ振興課長

まず、市民運動公園テニスコート、穂波テニスコートについては、指定管理者ということになりますが、庄内のテニスコートにつきましては確か廃止ということで、見直しの方向の中にあっただと思います。そういったことで、これは廃止するという部分で全額、ということでございます。

川上委員

そうすると、市民運動公園テニスコートと穂波テニスコートは、どういう事情でこうなるんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:31

再開 14:34

委員会を再開いたします。

スポーツ振興課長

市民運動公園テニスコートにつきましては、人件費で三十数万円程度、同じく施設管理費についても三十数万円程度ということで考えております。穂波テニスコートにつきましては、人件費三十数万円、施設管理費5万円程度ということで考えております。

川上委員

そこで、穂波のテニスコートなんですよね。人件費が53万5千円になってますでしょ。これから30万円削減可能と言うんですね。どうしてそういうことができるんですか。

スポーツ振興課長

人件費と申しますのは職員の関わる部分でございますが、穂波テニスコートにつきまして、職員の関わる部分がこれだけあるということでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

住民サービスの向上はもう期待できないということだと思っておりますが、管理経費縮減も、あえて指定管理者制度を導入しなければならないようなことでもないというふうに判断しますので、反対であります。

委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第47号 飯塚市テニスコート条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第48号 飯塚市グラウンド条例の一部を改正する条例」を議題といたします。施行部の補足説明とあわせて、12日の本会議において27番議員からなされました審査要望に対する答弁を求めます。

スポーツ振興課長

それでは先に議案第48号 飯塚市グラウンド条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。議案書の113ページをお願いいたします。これも、本年4月1日から施行するものを第1条で、来年4月1日から施行するものを第2条で定めております。詳細につきましては、議案書116ページの新旧対照表で、主な点についてご説明いたします。右側が現行で左側が



改正案でございます。本年4月1日から施行する第1条関係でございますが、第2条で名称の整理をし、第3条の休場日につきましては、穂波グラウンドの休場日を、12月28日から翌年の1月4日までを、12月29日から翌年の1月3日までとし、休場日の統一をいたしております。第4条の利用時間につきましては、利用実態等を考慮し、改正いたしております。117ページをお願いいたします。中段から、来年4月1日から施行する第2条でございますが、新たに第2条の2で、飯塚市穂波グラウンドの管理は、指定管理者に行わせるものとし、指定管理者が行う業務は、指定管理施設の利用に関する事。指定管理施設の維持および修繕に関する事。そのほか、指定管理施設の運営上必要と認める業務といたしております。第3条、第4条では、指定管理施設の休場日、利用時間については、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得たときに限り、変更等が出来ることとしております。118ページをお願いいたします。第11条の、指定管理施設の利用にかかる料金につきましては、指定管理者が条例等に定める範囲内で定める利用料金とし、指定管理者の収入として収受させることとしております。

次に本会議において、27番議員から審査要望のありました「飯塚市穂波グラウンドを指定管理者に管理させた時の、コスト削減効果はいくらなのか。」と「指定管理者が行う業務に『指定管理施設の維持および修繕に関する事』とあるが維持と修繕とはどのような内容なのか。」ということについて答弁させていただきます。1点目のコスト削減効果につきましては、所管課としましては、19年度と比較しまして10%程度削減出来ればと思っております。次に維持および修繕の内容でございますが、維持と申しますのは、施設を正常に保持し、適正な利用に供するために必要な保守管理をしっかりと行うことによって、施設の維持に努めることでございます。なお、これらの保守管理にかかる経費につきましても、指定管理にかかる委託料の中を含むこととなります。次に、修繕につきましても、先程から答弁いたしておりますように、必要に応じて施設の補修、修繕や部品交換を行うことございまして、軽微な修繕等は指定管理者により行ってもらうようになりますが、先ほども述べましたように、これも、まだ上限額等は検討中でございます。そのほか、必要に応じて指定管理者と協議し、対応を決定することと考えております。

以上で、補足説明および答弁を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑は、ありませんか。

川上委員

穂波陸上競技場をグラウンドという位置づけに変えて、かつ指定管理者制度導入ということなんです。まず、陸上競技場をグラウンドにするわけは何でしょうか。

スポーツ振興課長

陸上競技場という名称というか、形ではありましたが、実際の利用をみましてもソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ等もありますが、いろんな形でグラウンドを広く使われている内容がございます。そういったものから今の状態を考えました時に、グラウンドという形のほうが良いのではないかとということで、グラウンドにしております。

川上委員

陸上競技場は穂波には要らないという判断をしたんですね。違うんですか。

スポーツ振興課長

陸上競技場が穂波には要らないということでは決してございません。当然、仕様の中で400メートル取れる形にはなっております。ただ、現状を考えました時にグラウンドということで、また、陸上競技場という位置づけであれば、当然、フィールド内でのやり投げ等の投擲等のものが必要になってまいります。そういったものがここにはございませんので、先ほど言いました利用状況等から考えてグラウンドという形で、今回させていただいております。

川上委員

だから、穂波には陸上競技場が要らないという判断をしたんでしょ。要するという判断なら、整備をしないといけないということじゃないんですか。投擲競技もできるように。だから、穂波には陸上競技場は要らないという判断をしたことになるんですよ。どうしてそうじゃないと言い張るのか、不思議でしょうがないけど。どういうことですか。

スポーツ振興課長

これから整備してあそこを陸上競技場に、という形にしないのかということにつきましては、当然、飯塚市に陸上競技場がございますので、その中で、あそこにも投擲等いろんな形でそういう設備があれば陸上競技場という形で考えなくてはいけないかもしれませんが、実際、今の状況ではグラウンドといった形のほうが適正であり、十分それで問題ないのではないかという判断で、こういった形にしております。

川上委員

廃止するんですよ、あなた達は。必要ないという判断をして。将来、行革で財政状態が良くなったら、陸上競技場という位置づけをし直して充実するんですか。しないんじゃないですか。どうなんですか。

スポーツ振興課長

陸上競技場として、というよりも、グラウンドとしてあそこの整備というか、当然することはあるかと思いますが、あそこに新たなものをつくって、あそこのグラウンドが今使われています団体競技等に支障を来すということを考えれば、当然、現状のまま使用して、現状を十分確保するということが題字ではないかと考えております。

川上委員

これ、やり取りするところじゃないですよ。廃止するんだから、あなた達は。それで、管理経費の縮減なんですよ。実施計画の70ページを見ますとね、人件費と施設管理費合わせて480万円くらいなんですよ。で、先ほど出された資料を見ましたら、43万円縮減効果が生じます、と。この43万円というのは、どういうふうにしたらこの43万円という微妙な数字が出てくるのか、お尋ねします。

スポーツ振興課長

これにつきましては、人件費が38万円程度、施設管理費5・6万円程度ということで、こういった形になっております。

川上委員

要するに、何だかわかりませんが、本庁の人件費を減らすということですね、これは。それで、先ほど14施設と言われましたね。スポーツ関係14施設。で、数えるんだけど13施設しか見当たらないわけです、既存のものとしては。1施設は健康の森公園の施設のことを言われてるんですか。そうすると14になるんですけど。そういうことですか。

スポーツ振興課長

今度、後で都市公園体育施設条例の中で出てまいります、多目的施設は入っておりません。これは、申し訳ございません、先に私が言ったことによって走っておりますが、指定管理者の導入推進委員会等ございます。その中で指定管理者のあり方、それから、どう進めていくかということがありますので、そのところは先ほどの私の説明不足ということでご理解いただきたいというふうに思います。

それと、施設の名前でございますが、14施設につきましては、体育館が飯塚第1・第2体育館、穂波体育館、穂波B & G海洋センター、野球場が穂波野球場、筑穂野球場、それから穂波市民プール、穂波テニスコート、穂波グラウンド、市民公園運動広場、健康の森公園多目的広場、陸上競技場、テニスコート、弓道場でございます。

川上委員

弓道場を入れてるんですね。弓道場は条例が出てないから。今回の条例で、というふうに言われたので。あ、この都市公園体育施設の中で出てくる。それで、どこでこの質問をしたらいいかわからないので、ここでするしかないのだけど、じゃあ、都市公園のところでもしょうかね。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

反対です。特段、指定管理者を導入しなければならないようなサービス向上も見当たらないし、管理経費の縮減というのも本当かどうか疑わしいので、反対です。

委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第48号 飯塚市グラウンド条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 15:05

再 開 15:15

委員会を再開いたします。次に「議案第50号 飯塚市穂波保健センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。施行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

124ページをお願いいたします。議案第50号飯塚市穂波保健センター条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。本市の保健センターにつきましては、職員が1ヶ所に入ることが出来る保健センターが無かったため、現在飯塚保健センター、穂波保健センター、庄内保健福祉総合センターの3ヶ所に分散勤務いたしております。飯塚保健センターにつきましては、施設が狭隘であり、老朽化が著しいことや、効果的効率的な事業運営を考え庄内保健福祉総合センターに配置している職員を含め、平成21年8月から穂波庁舎内に職員を集約したいと考えております。このため、飯塚保健センターは平成21年7月末で廃止しますが、飯塚保健センター内のトレーニング室につきましては、半健康状態にある人を含めたトレーニング指導を当分の間継続し、その後飯塚第1体育館内のトレーニングで実施したいと考えております。また、庄内保健福祉総合センターハーモニーにつきましては、職員は穂波庁舎に集約いたしますが、これまで同様に事業は実施したいと考えております。126ページの新旧対照表をお願いいたします。まず、条例の名称でございますが、条例の名称を飯塚市穂波保健センター条例から、飯塚市保健センター条例とし、第2条において保健センターの名称も飯塚市穂波保健センターから飯塚市保健センターといたしております。また、12条において、飯塚市保健センター運営委員会の設置を規定いたしております。これは、これまで飯塚市飯塚保健センター条例において規定いたしておりましたが、飯塚市飯塚保健センター条例を廃止いたしますので、新しい飯塚市保健センター条例に規定するものです。なお、飯塚市飯塚保健センター条例につきましては、附則の2において廃止をうたっております。簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑は、ありませんか。

川上委員

飯塚の保健センターには、現在何人勤務していますか。

健康増進課長

飯塚保健センターには、現在17名でございます。

川上委員

この17名が全員穂波に勤務先がかわるんですか。

健康増進課長

飯塚市保健センター17名と庄内ハーモニーが5名おりますので、この方々も含めて穂波の支所内に移ることになります。

川上委員

では、22人が、17名は飯塚から、5名は庄内から穂波に合わせて22人がいくということですね。現在、穂波にセンターは何人勤務されてますか。

健康増進課長

穂波保健センターには、7名が今勤務いたしております。

川上委員

穂波の事務所に、29人勤務ということになりますけど、そういう部屋があるんですか。

健康増進課長

穂波の支所内に、3階の旧庁議室を開けていただいて、そちらに大分部がおることになります。

川上委員

駐車場などについては、どう考えてますか。

健康増進課長

職員につきましては、JA横の職員用の駐車場を考えております。

川上委員

場所を庄内の庁舎とか筑穂の庁舎ということで検討したことはないですか。

健康増進課長

庄内は、立派な施設がございますので、そこは検討いたしましたけれども、ちょっと人数が入りきれないと考えられますので、今の穂波の方をお願いした次第です。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第50号 飯塚市穂波保健センター条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。「議案第51号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明とあわせて、12日の本会議において27番議員からなされました審査要望に対する答弁を求めます。

スポーツ振興課長

それでは先に議案第51号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。議案書の127ページをお願いいたします。本年7月に多目的施設が完成予定でありますので、その公用開始の関係から、第1条の規定を、規則で定める日からとしまして、来年4月1日から施行するものを第2条で定めております。詳細につきましては、議案書130ページの新旧対照表で、主な点についてご説明いたします。右側が現行で左側が改正案

でございます。第1条関係でございますが、第1条の趣旨におきまして、および健康の森公園の多目的広場を、並びに健康の森公園の多目的広場および多目的施設といたしております。第2条、第3条の関係を、別表第3におきまして整理いたしております。利用時間は午前10時から午後9時30分とし、休館日は月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までといたしております。また、65歳以上の方、身体障がい者手帳所持の方については、半額減免とし、利用に際しては、着替え等に要する時間は含まないものといたしております。131ページをお願いいたします。来年4月1日から施行する第2条でございますが、新たに第1条の2で、市民公園の体育施設および健康の森公園の多目的広場の管理は、指定管理者に行わせるものとし、指定管理者が行う業務は、指定管理施設の利用に関する事。指定管理施設の維持および修繕に関する事。そのほか、指定管理施設の運営上必要と認める業務といたしております。第2条では、指定管理施設の利用時間等については、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得たときに限り、変更等が出来ることとしております。第3条では、指定管理施設の利用にかかる料金につきましては、指定管理者が条例等に定める範囲内で定める利用料金とし、指定管理者の収入として収受させることとしております。

次に本会議において、27番議員から審査要望のありました「市民公園の体育施設および健康の森公園の多目的広場を指定管理者に管理させた時の、コスト削減効果はいくらなのか。」と「指定管理者が行う業務に『指定管理施設の維持および修繕に関する事』とあるが維持と修繕とはどのような内容なのか。」ということについて答弁させていただきます。1点目のコスト削減効果につきましては、所管課としましては、19年度と比較しまして10%程度削減出来ればと思っております。次に維持および修繕の内容でございますが、維持と申しますのは、施設を正常に保持し、適正な利用に供するために必要な保守管理をしっかり行うことによって、施設の維持に努めることでございます。なお、これらの保守管理にかかる経費につきましても、指定管理にかかる委託料の中に含むこととなります。次に、修繕につきましても、先程から答弁いたしておりますように、必要に応じて施設の補修、修繕や部品交換を行うこととございまして、軽微な修繕等は指定管理者により行ってもらうようになりますが、先ほども述べましたように、これも、まだ上限額等は検討中でございます。そのほか、必要に応じて指定管理者と協議し、対応を決定することと考えております。

以上で、補足説明および答弁を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑は、ありませんか。

川上委員

健康の森公園の多目的広場は、どういう管理をしてきたのか、お尋ねします。

スポーツ振興課長

多目的広場につきましては、芝が敷いてございます。当然、広場の管理をする上では、芝の管理の部分は非常に大事になってまいりますので、芝等の手入れをしっかりやって利用者の皆様にしっかり使っていただけるようにやっております。

川上委員

実施計画の資料をみると、694万、施設管理費が出てるんですね、それに人件費が86万3千円出ておるでしょ、この86万3千円というのは、どういう数字なのでしょう。

スポーツ振興課長

人件費につきましては、職員に係わる分を算定した結果でございます。

川上委員

具体的にいうと、どういった数字になりますか。給料の何ヶ月分というような話ですか。

スポーツ振興課長

人件費、他の部分でもいえますが、平均賃金の方から、基礎としながら、ここに係る職員の

利用率を、これだけかかるという利用率を出しまして、ここのところ算定しております。

川上委員

わかりません。もう少しわかるように答弁できますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 32

再 開 15 : 40

委員会を再開いたします。

スポーツ振興課長

職員の係わる割合でございますが、約0.12月ということで考えております。

川上委員

要するにこれは適当ということですね。0.1とかいうのも適当でしょ、結局。基準はないでしょ、職員の係わり具合とかいっても。それは難しいでしょ、もともとの資料。別の委員会の審議の中でも適当だろうと思ってましたけど、これをベースにしてね、あなた方今度は、年間87万4千円で財政縮減効果がありますよ、と言うんですよ。だから適当に適当が加わってるんですね。よくわかりました。それで、新たに体育施設が出来るんだけど、これについては直営の場合と指定管理でいった場合と、どちらが住民サービスが向上するかだとか、あるいはそれに伴って関連して、財政縮減効果がどうだろうかと検討したと思うんですね。どういう検討をしたかお尋ねいたします。

スポーツ振興課長

多目的施設につきましては、本年7月完成予定でございますが、今委員の言われますように、これを指定管理者にしたかどうか、委託直営にしたかどうかという計算については、まだしておりません。

川上委員

弓道場については、あれが出てますね、財政縮減効果を書いてありますね、58万円。これはどういったところが出されましたでしょうか。

スポーツ振興課長

弓道場につきましては、人件費に係わる部分としまして、25万程度、施設管理に係る部分としましては、30数万程度ということで、あくまで19年度経費との比較ということでご理解いただきたいと思っております。

川上委員

実施計画、62ページに管理運営コストが書いてあるんですよ。19年度は、人件費と施設管理費合わせて137万2千でしょ、62ページ、それで18年度はどうかというと、79万6千円なんですよ。19年度との比較ということなんだけど、58万円浮くというんですよ。36万2千円と101万円、どちらがどれだけ浮くんでしょうか。

スポーツ振興課長

まずこの施設管理18年度と19年度の差の50万円、50数万円、という部分につきましては、19年度ポンプの修繕がありまして、その部分50万程度ありましたので、この部分が施設管理費の中で計上させております。それがこういった形の差になっているというわけでございます。

川上委員

弓道場、今日出された資料がありますね。58万がですね、6年間連続で削減効果になるんですよ。19年度はポンプというふうに言われるんだったら、臨時の出費じゃないですか。ベースは79万、80万円くらいでしょ。これがベースでしょ。19年は臨時の支出があったと。臨時の支出からね、22年が数字上58万浮きますよというのは、計算にはなりますが、

それが毎年5年も続いていくという理屈に合わないと思いませんか。どうですか。

スポーツ振興課長

弓道場につきましては、非常に古うございます。弓道場がどんなふうな形で建設されたかという分につきましては、今まで委員会等の中で、ご答弁させていただいておりますが、そうしたものを考えた時に、今回ポンプ修繕ということもありましたが、方向性として、当然指定管理者に出せば、あそこのポンプ修繕終わった段階で他も部分について、コストから考えた時に指定管理者でやっていただけるようになれば、今やっております、維持修繕のための補修とか、そういったものもやっていただける部分が、当然材料費だけで済むといった分もございまして、そういったところを踏まえた時に、見込として、こういった見込をさせていただいております。

川上委員

これは毎年58万縮減効果があって、しかもその合計を384万とか書いているでしょ、この数字に何の意味があるのかということになってくるんですね。他のところもこの式で計算されていると、1億3,800万とかいう数字も、意味のない数字ということになるんですよ。おそらく意味がないと思います。質問終わります。

委員長

他に質疑ありませんか。

江口委員

健康の森公園多目的広場と市民公園体育施設が指定管理になるわけですが、先程来の説明ですと、14施設を一括して指定管理に出したいというお話がありました。果たしてそれが、妥当かどうかと思うわけです。健康の森公園の多目的広場の隣接する体育施設がございまして、すでに指定管理に出ているところがあるかと思います。そして今回いったん直営でやる場所があるわけですが、そういった場所は逆に一括してやることの方が、メリットはあると思うわけです。14を一緒にするとすると、プールや今度直営としてスタートする多目的施設、それも合わせて先々では指定管理に一括発注したいというふうなところで、考えているのかどうか、そして、もう1点は先程言いましたように、近接した施設でまとめた方がいいのではないかと、その点をどのようにお考えになるのか、お聞かせいただけますか。

スポーツ振興課長

そういった部分も含めまして、現在検討中でございます。

江口委員

となると、今最初からずっと説明があった14の一括指定管理以外も十分あり得るということではよろしいですか。

スポーツ振興課長

先程説明させていただきましたが、あくまで導入推進委員会がございまして、その中で取り扱いについては協議されていくわけでございますので、先程私が言いました内容につきましては、導入推進委員会の中でいろいろ協議されて決定いたしますので、その分でご理解いただきたいというふうに思います。

江口委員

あくまでも今お話をした14施設一括という部分に関しては、教育委員会のみのお考えであり、これ以降については、導入推進委員会で改めて議論をされるということではいいんですか。

企画調整部長

今施設担当課の考え方は、るる委員会の中でご答弁させていただいたとおりでございます。しかしながら、導入推進委員会の中で、いわゆる公の施設の設置目的は、それぞれ様々でございます。そこら辺を総合的に判断した中で、一括して指定管理者に任せ方がいいのか、それとも分割して任せ方がいいのか、そこら辺りは十分に協議、検討させていただきたいという

ふうに考えております。

江口委員

で、あるならば、その検討の際に、それが透明な議論であり、ある意味、手を挙げようと思っておられる方々にとっても、参加できる議論があっただけに思いたいと思うわけであります。その点についても、十分考慮していただけるというご理解でいいですか。

企画調整部長

そのとおりでございます。

江口委員

あと1点、ここの部分についても、減免等が出てくるわけです。それについても、さっきのプールで行ったようにきちんと議論していただけるというところでもよろしいですか。

企画調整部長

基本的にはいわゆる還付も、補填もしないということでございますけど、先程ご答弁申し上げましたけど、そのような形で十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

江口委員

あともう1点、今回料金は、トレーニング室、一般が100円、中学生以下が50円、エアロビクスのスタジオルームは個人料100円となっております。ただ、トレーニング室およびエアロビクスのスタジオルームについては、65歳以上の者、および身体障がい者手帳等所持者については、半額とするとございます。費用の負担なんですが、負担する能力を考える時に、今結構市の条例とかで中学生以下というような形になっているわけで、片一方で65歳以上の減免というか半額とするという部分は、プールにおいてもあります。ところが、その時考えていただきたいのは、高校生とかについてなんですね。高校生が負担できるものと、65歳以上が負担できるものは自ずと差があるんだと思っています。是非ですね、この点について、次の見直しの時でも結構ですので、都市公園に限らず、その他の部分も含めてやっていただきたい、そうでないと、高校の部活、飯塚高校、この前頑張っていたいて、野球、甲子園行けましたですね、いろんな部活がチャレンジする時に、残念だけど、中学生までは飯塚はある程度安くしていただけるのに、高校生は一般と一緒になんだよという、果たしてそれはどうなんだろうと思われる部分があるかと思えます。その点についても、ご検討をお願いいたします。

委員長

他にありませんか。

瀬戸委員

先程から出てます、指定管理者の導入推進検討委員会と、先程聞きました使用料金と、受益者負担見直しとか、および減免の検討委員会と、これは内部の組織委員会でございますか。

企画調整部長

指定管理者導入推進委員会は、内部の組織でございます。

行財政改革推進室主幹

使用料等受益者負担検討委員会も、内部組織でございます。

瀬戸委員

これは公開で、私たちが傍聴できますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:53

再 開 15:55

委員会を再開いたします。

企画調整部長

内部の組織でございますので、議事録はしっかりと記録していきます。その時に情報公開請



求があれば、当然公開していきたいということで、当日の公開については、内部組織ということで、非公開にさせていただきたいというふうに考えております。

瀬戸委員

議事録を公開するということは、一緒に立ち会って聞いてても同じことじゃないかと思うんですが、その辺はどうお考えですか。

企画調整部長

要綱の中にも公開にするとかいうふうに規定してませんでね、そこら辺りは我々の方としては、当日の会議については非公開にさせていただいて、会議録については情報公開の請求があれば公開するという形で何とかご理解いただきたいと思います。

瀬戸委員

議事録を公開されるんだったら、傍聴しても同じ結果だろうと思いますが、何か公開できない、非公開にしないでやらない理由があったら教えてください。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:57

再 開 15:58

委員会を再開いたします。

企画調整部長

大変申し訳ございません。導入委員会終了後の要点筆記については、公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

瀬戸委員

先程議事録とおっしゃいましたので、議事録だったら、中に入って聞くのと一緒ですから、別に公開してもいいんじゃないかなということで、要点筆記、内部検討委員会ということで、いろいろ私も、とか、市民が傍聴するのもいかなものかなと、本当は聴いてみたいと思うんですが、あまり無理を言えないたちですので、承諾いたしました。

委員長

他に質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

反対討論です。理由の一つは、多目的広場と弓道場については、住民サービスの向上が認められないばかりか、縮減効果、管理経費の縮減効果の数字が信用できません。二つ目は、多目的施設については、直営と指定管理者制度の比較検討もしていないということは、納得がいきません。三つ目は、14施設を一括して、指定管理者に任せたいという発想そのものが、わからないんですね。施設の特性を省みずに、指定管理料を巨悪に膨れ上がらせる一括委託、これを前提にするやり方は納得いかないということで、反対であります。

委員長

他に討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。「議案第51号飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決されることに賛成の委員は挙手を願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第52号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明とあわせて、12日の本会議において27番議員からなされました審査要望に対す

る答弁を求めます。

建築住宅課長

市営住宅等の指定管理者制度の導入につきまして、その概要を説明させていただきます。本件につきましては、本委員会において審議いただいております、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画」において、市営住宅の【見直しの方向】といたしまして、「市営住宅の管理運営にあたっては、市民サービスの向上をはじめ経費削減や事務の簡素化等の観点から、できるだけ早い時期(平成 22 年度を目途)から順次指定管理者制度を導入する。」また、具体的な内容といたしまして、「市営住宅の維持管理には多額の財政支出を伴っており、民間活力の活用を図りながら、市民サービスの向上をはじめ、経費削減や事務の簡素化等が期待できる指定管理者制度をできるだけ早い時期から順次導入する。」ことといたしております。この方針に従い、今回、「指定管理者制度」導入に係る条件整備の一環として条例の一部改正をお願いするものです。136 ページをお願いいたします。飯塚市営住宅条例の一部を次のように改正することといたしておりますが、目次中第 2 章市営住宅の設置、第 3 条第 2 章市営住宅の設置及び管理を第 3 条の 2 に改めるとしております。第 3 条の次に、指定管理者による管理の 1 条を加えております。第 3 場の 2 市営住宅の管理は、指定管理者(知法自治法第 24 条第 3 項に規定する指定管理者を言う。以下同じ)に行わせるものとする。そして 2 号といたしまして、指定管理者が管理する個別の市営住宅は規則で定める。3 に、指定管理者が行う業務は次のとおりとするということで、(1)に市営住宅(共同施設を含む事業において同じ)の維持及び修繕に関すること、(2)に前号に掲げるものの他、市長が市営住宅の管理上必要と認める業務ということで、附則でございますが、施行期日といたしまして、1、この条例は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。経過措置としまして、2、この条例の施行の日から指定管理者が市営住宅の管理を開始するまでの間については、なお従前の例によるということにしています。簡単ではございますが、補足説明を終わりました、次に本会議において 27 番議員から審査要求のありました指定管理者導入によりコスト削減及び維持修繕とはどのような内容なのかと、それからもう 1 件プライバシーの保護、個人情報の保護ということについて聞かれておりましたので、お答えします。はじめに、コスト削減の効果についてお答えいたします。指定管理料の積算については、特に確立したルールがあるわけではなく、過去の実績額に加えて、自治体の財政事情や個々の施設の自治体での位置づけが加味されて決定されているというのが実態なのではないかと考えます。飯塚市市営住宅の業務を指定管理者に管理させた場合であっても、「家賃の決定」等については、引き続き市が行うこととなります。また、空き家の補修、家賃滞納等による明け渡し訴訟事務等につきましても、市が直接行うこととしておりますことから、現在、職員 9 名・再任用職員 2 名の 11 名で行っております管理業務においては、委託業務の検討を行いまして、職員等 2 名程度の削減を図りたいと考えております。次に、管理等に要する経費につきましては、制度導入市においては、指定管理者制度導入後、直営の管理運営費の 90%~95%を指定管理料の上限に定めた自治体が多かったようですが、指定管理期間終了後の更新時においては、これまでの指定管理期間の実績額が積算の基準になっているようです。しかしながら、ほとんどの自治体では、前回の指定管理者募集時より財政状況が厳しくなっていますので、過去の実績額を今回募集時の指定管理料の上限にはせず、過去の実績額から削減が行われているようです。具体的なコスト削減効果につきましては、これまで以上のサービスをプロポーザルにより提案いただき、直営との比較となりますが、本課の平成 21 年度当初予算における住宅修繕料等、管理経費につきましては、前年度の比較において 10%程度圧縮されたものとなっております。さらに、企画提案書により提出いただく額の目安とする額は、この額からさらにコストダウンをいただくことを考えておりますことから、経費につきましては、直営との比較において、平成 21 年度当初予算から、さらに 5%~10%程度、削減した経費で提案いただきたいと期待するものです。次に、指定管理者が行う

業務の中の維持と修繕とはどのような内容なのかということについて、お答えします。まず、ご質問の「市営住宅の維持」についてでございますが、具体的には、日々の目視による市営住宅の安全確認・安全管理、衛生管理、建築物の定期点検、消防設備、エレベーター、給水施設などの保守点検業務、機器の故障や事故等緊急時の対応及び対策等の業務を市営住宅の維持業務と考えております。次に、「市営住宅の修繕」についてでございますが、修繕業務としては、雨漏り、漏水、ガス漏れ、漏電などの日常生活に著しく支障があり緊急性を要する場合の修繕及び入居者若しくは住宅管理人等からの依頼による市が負担すべき経常的な修繕等を考えております。最後に、プライバシーの保護、また個人情報の保護等につきましては、まず入居者のプライバシーの保護でございますが、このことにつきましては、2004年3月31日付国土交通省住宅局より「公営住宅は公の施設に該当し、管理の委任についても入居者のプライバシー保護に十分配慮したうえ、指定管理者制度に基づき行うことができる。」との通知されております。しかしながら、公営住宅はその性格上、入居者の「家族構成」「生年月日」「収入」など、入居者の生活や人権、プライバシー保護と深く結びついておりますことから、特に、プライバシーの保護につきましては、「指定管理者制度導入に係る指針」及び情報管理課、関係部署等との運用管理を含めた調整・協議が肝要であると考えます。

以上で説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑は、ありませんか。

原田委員

資料追加でいただいた分でもまずお尋ねしたいと思います。これ見ますと、市営住宅の削減効果見込額の冒頭8億3千万とありましたんで、内訳をお願いしたんですが、この売却に伴う効果見込額というのが約7億あるわけですよ。今やっているのは、指定管理者を導入して財源効果がどのくらいあるのかということですから、これ当然入れちゃいけないところなんですよ。それ外しましたら、1億38百万、人件費ですよ、これ見ますと1億356万円、これ割ることの1、2、3、4、5、6でいくと1726万円になりますね。先ほど2名程度減ということですけど、お二人で17百万も支払いになっているとは思わないですよ、人件費ですよ。どうもそのあたり、ちょっとよく分からないんですが、まずこのあたりの効果というのはどんなふうになっているんでしょうか。

建築住宅課長

二人に年俸かけて出しているわけでございますが、その出しております基本額につきましては、市が算定用で使用しております標準的な基本額という形で入れさせていただいております。

原田委員

これは所謂平均額ということをおっしゃた単位でしょ。平均がじゃ8百何十万あるんですか、お一人。ちょっと数字があんまり違い過ぎるんじゃないですかね。

建築住宅課長

事業に伴います総人件費ということで判断しております。

原田委員

総人件費というくだりをもう少し噛み砕いてご答弁いただけますか。ちょっと分かりづらいんですけど。

(「慎重にやって下さい。」との声あり)

建築住宅課長

失礼いたしました。その863万という数字でございますけども、生涯賃金ということで、事業主の負担分の共済費、すいません、年間でございます、生涯賃金ではございませんで、年間の賃金ですが、事業主の共済等の負担等も全て含んだ金額ということをお願いいたします。

原田委員

その計算、ちょっと乱暴だと思うですよ。結局、その感覚でいっても、係長さんクラスかな。それぐらいの感覚にはなるんじゃないですか。要するに民間でいう事業主まで含めたところで、8百何十万とおしゃりたいわけでしょ。個人の支出の分だけでいっても、結構高額になりますよ、これ、金額的にですよ。ランク的に言って、係長クラスとか、そこら辺までいくんじゃないかなと思ったんですよ。これは、私は計算がちょっと高いんじゃないかなと、その人件費の効果というのはですよ、ちょっと多めに見てあるんじゃないかなというのは、言いたいんです。もう一つ、結局先ほどの土地の売却は言いましたよね、ここであげるような問題じゃありません。8億いくらなんていうのは、大きな間違いですよ。財政効果を狙うわけですから、指定管理にしてこれだけの財政効果があると、それを資料として出すわけですから。これは、指定管理したところが勝手に売却するというわけでもないわけですから。この計画の中でですね、先ほどご答弁ありましたけども、順次指定管理者制度を導入すると、できるだけ早い時期に、平成22年度を目途にというように、ここに書いてありますが、これ順次という意味合いが分からないですよ。その理由としましては、システム上ですね、一部ずついくということは無理だと私は聞き及んでおります。するんであれば、全部移管しなければいけないと。そういう意味でのですね、この計画案では順次というふうになっとなりますけど、この順次の意味合いはどういったことなんでしょうか。

建築住宅課長

あり方検討委員会の一次実施計画の中で順次というようなことで書かしていただいております。今、所管課の方でも今議員言われましたように全体を一括して出すのか、また、順次分割して出すのかということについては、ただ今調整をしているところでございまして、これも先ほどから言っておりますように、指定管理導入の推進委員会あたりの諮りまして決定はしていきたいと考えているところでございます。

原田委員

ちょっと話が元に戻るようで申し訳ないんですが、順次というのは、所謂例えば1000件あったとして、まずは300件ずつ出すと、そういうことが今システム上無理ということなんですよ。それは、私も聞き及んでおります。だから、300ずつ出せるシステムに今ないわけでしょ。ということは、システム改造も伴うということじゃないですか。システム改造ということは、更にそこに経費が発生するということなんです。そうしますとね、元々の目的である行財政改革にこれは沿わないじゃないかと、私は思うんですよ。このあたりは、どういうご見解なんでしょうか。

建築住宅課長

委員の言われますように、一括発注する場合、また、順次分割して発注するばあい、メリット・デメリットというのがあるわけでもございまして、今言われている住宅の管理システムにつきましても、分割した場合は、やはりシステムの切り替えと言いますか、それに費用がかかるわけでもございます。そのようなことも十分に今調整をしているちゅうか、考えているところでございまして、できるだけ、そういう負担かからないような方法にしようということで、調整をしているということで、ご理解願いたいと思います。

原田委員

システムの改修と言いますと、結構かかるんですよ、役所の場合はですね、100万、200万の問題じゃないじゃないかなと思うんです。そこまでかけてやる必要があるのかなというのは、正直私は思うですよ。まだまだ先ほどご答弁でもありましたように、個人情報につきましても、非常に何らかの取り決めなり、きっちとしたガイドラインなり設置する必要があるかと思えます。そして、一番問題なのが、クレーム対応だと思うんですよ。要するに、市民の皆さんがですね、何かあった時に、指定管理者で止まればいいんです。ところがやっぱり、役所の方に話を持っていかれる、私はそういうケースが多々あるんじゃないかなと思うんです。

す。そうなりますとですね、2名程度の削減ということで、明らかに人材としては、員数を少なくなっておりますから、そういった対応も今度は残った分までしていかなきゃいけない。そんなこと諸々考えますとですね、こういった市営住宅というのは、指定管理に私は似つかわしくないではなからうかと思うんです。頭から反対とは言いません。もう少しですね、キッチンと整理して、そして、私は最後らあたりでやればいいことであって、急に今取り急ぎ行うべきことではないではなからうかと、一番困るのは原課だと思うんですよ。そちらにお並びの皆さん方が一番困られるだろうと思うんです。このあたりどんなふうに、行財政改革を前にして発言しにくいでしょうけども、私は難しいじゃないかなと思うんです。そのあたりどういったご意見お持ちですか。

#### 建築住宅課長

まず、先ほど委員が心配されてますそのクレームとか、指定管理者に出した場合でも市の方にですね、クレーム・相談事というのは、はっきり言いましてあると思っております。そのあたりにつきましては、業者と契約する時点で対応策、契約条項の中あたりで、対応はしていけるのではないかなと思っておりますし、そのあたり十分に引き継ぎをやりまして、対応はしていきたいと考えておりますが、ある程度やはりこちらとしても対応はしていくようなスタンスは持っとかないかんじゃないだろうかと考えております。先ほど、一番問題なのが馴染まないじゃないかということでございますが、市営住宅につきましては、人がいつも生活をしてあるというのが前提でございます。単身高齢者あたりの支援なども行政の範囲としては限られたサービスも行っておるわけでございますけども、これを民間に任せてサービスの質が確保できるのかという不安もあると思います。しかしながら、指定管理者の導入の基本といたしましては、民間活力の導入、サービスの向上ということで、指定管理者の導入をしていくわけでございますけども、広く公募を行い、事業に対する提案、これをプロポーザルによる選考とですね、十分な先ほど言いましたような事務の引き継ぎ等ですね、カバーできるんじゃないだろうかと、これまで以上のサービスの充実と言いますか、我々に出来なかったようなものも見えてくるのではないだろうかとということで考えております。

#### 原田委員

この近くで言えば、私の記憶ではですね、直接市が委託して管理するというのは、たぶんなかったんじゃないかなと思うですよ。大体住宅公社だとか、そういったワンクッション置いたところに一つ作ってですね、そこに指定管理させるというのが大体ここ近隣では行われておるようなんです。これを直接指定管理で業者選定して委託ということになりますと、例えば年間の補修・修理、これはたぶんに戸数の多さから考えて私は1億は完全に越すんじゃないかなと思うんです。そうなった時に、例えば修理の業者の選定とかは、全部指定管理にお任せするわけでしょうが。だからそこに、何かしら問題が出てくるじゃなからうかとか、そういったことを思うんです。これ以上はあんまり言いませんけども、そこら辺だけをちょっとお答えいただけますか。どんなふうな見識をお持ちなのか。

#### 建築住宅課長

入居者からの相談、クレーム、それから維持管理・修繕業務等につきましては、迅速に対応するというのは、私ども市の職員であろうが、例えばその民間の指定管理に出した場合でもですね、これは当然のことやっていかなければならないことだと考えております。特に、修繕業務につきましては、指定管理制度への導入の移行に伴いまして、管理方法によってはですね、入居者の日常生活に大きな影響を及ぼすことが考えられるわけでございます。指定管理制度への移行ありきということだけではなく、その前提だけではなく、スムーズな業務の移行を行うことが、特に私どもとしましては重要であると考えておるところでございます。そのことから、指定管理業者が決まりましたら、十分に時間をかけた事務の引き継ぎといいますが、こちらとしても色々な条件つけまして、引き継ぎ等をしていきたいと考えております。

梶原委員

今、説明では大分聞かせていただきましたが、また、原田議員もですね、他市の例もですね、あるんじゃないかと言われてましたけども、現在県内で市営住宅の指定管理者制度を導入されて、そこがどういうふうな効果をあげているのか、お知らせお願いいたします。

建築住宅課長

今、委員ご質問の県内でどれだけの指定管理制度を導入していることがあるのかということの答ですが、自治体としましては、福岡市、それから北九州市、隣の市でございますが、田川市、それに福岡県の4件が今、指定管理制度を導入しております。その4団体いずれもですね、発足前に住宅管理公社というのがございまして、福岡県と北九州市の一部は指定管理業者を公募により募りましたが、民間業者の応募がなくて、住宅管理公社が指定管理者となっております。それから、福岡市、田川市は公募を行わずに、住宅管理公社を指定管理者としてやっておるということでございます。県内で民間業者を指定管理者に選定した自治体は今のところございません。効果はどうかということでございますが、従来どおり自治体がやっていたことは最低限保たれてるというような状況でございます。

梶原委員

他の事例で効果というところですが、十分審議をされて、この問題を提案されてのものかどうか疑問が残る部分もあります。他市の事例と比較されながら、十分飯塚市に当てはまるようなものがあつたのかどうかですね、そこらへんは審議されたのでしょうか。

建築住宅課長

県内はもとより関西、関東あたりを自治体の指定管理状況といいますか、そういうものを十分に視察に行ったり聞いたりとかして調整はしています。今言われますように、飯塚市独自の、合ったものはあるのかと、そこまで検討されてるのかということでありまして、私どもの飯塚市はご存知のとおり71団地4,439戸という膨大な数の市営住宅を管理しているわけでありまして。筑豊という地域性というのもございますけども、その数と地域性そういうものについては十分に今後も検討していきたいと考えています。

江口委員

先ほどの原田委員の質問にもありましたが、分割発注なのか一括発注なのか、そこについては今後検討したいという話だったかと思えます。しかしながらこうやって指定管理者の議案を出すときにはその部分をきちんと見つめた上で、提案されるべきだと思うんです、そのことを考えると、この条例案がはたして十分な用意が来ているのかということでは私は不安に感じるんです。建築住宅課の考え方としておおよそこれざっと4,400戸あるわけですがこれについては、これについては一括発注が望ましいと思っているのか、分割発注がのぞましいと考えているのか、その点お聞かせいただけますか。

建築住宅課長

指定管理の業務の範囲というのが私どもとしまして今後の公募あたりで重要になってくる課題であると考えています。それと一番やはりその辺で調整をすべき事項でもありますし、我々といたしましてもただ単にそちらの方が安く、財政的、行革的に十分達成できるというようなことで考えて、私どもとして考えているのが、一括発注の方がそういう行財政改革、また、住民のみなさんのことを考えますと、いいのではないかと思いますけど、まだはたしてそれだけの数が1業者で出来るのかなというようなところの疑問もございまして、今のところはどちらにするかというのが決めきれていないというのが現状です。

江口委員

一括発注の方が望ましいと思うんだけどどのくらいできるか十分な詰めが出来ていないという話でした、となるとはたしてこの条例を通すことが飯塚市としていいことかどうか不安が残ります。次に進みます、今回条例の中で、維持および修繕と、それプラスをお願いをする業務

がありますよね、第3条の2の3項2号 - 前項に掲げるもののほか市長が市営住宅の管理上必要と認める業務、これについてもう一度詳細にお聞かせいただけますか。

建築住宅課長

その項目につきましては今指定管理に出す内容につきましては、維持管理、修繕というのは決定事項でございます。それに伴いまして、本来どこの自治体、制度で行っています自治体も徴収業務というのを入れています、住宅使用料、駐車料ですね、それにつきましてもその範囲内で収納業務等が考えられますというか、現行のシステムの取り扱いの範囲内において出来るようであればそこまでいれて考えたいと思っています。

江口委員

先ほどのほかの指定管理との出し方との比較をさせていただきました。やはり非常にそこが不安定なんです。ある意味どこをするかも、決まってから私たちが決めます。何をしてもらうかも、条例が通ったあと私たちが考えて決めますという条例なんですよ、率直に言うそうですね。はっきり言って非常に不安に思うわけです。先ほど徴収の業務の話がされましたが、確かに徴収の業務かなりの自治体でやっておられます。じゃあ徴収の業務をするときに、どのような情報が必要なんだろう、先ほどの話の中で、緊急時の対策等がありましたよね、緊急のときにも入居者にも連絡をしなければならない等々考えると、かなりプライバシーとか個人情報扱うわけです。そうするとその能力がどれだけあるのかが鍵になっていますし、先に言いましたように一括にしてみても分割にしてみてもはたして受けれる業者がどれほどいるのかになってきます。先ほどの話の中でも福岡県の中では、福岡県、福岡市、北九州市、田川市ですよ、ところが受けたのは全て住宅供給公社という話でしたよね、民間の事業者が手をあげていただけなかったという話でした。飯塚市においてこれを導入して一括発注なり、分割発注なりしたときにどのような業者の方々、団体に方々が指定管理者として手を上げていただけるのか、そしてその団体にたいして、どのような能力が必要と考えるのか、その点どのようにお考えですか。

建築住宅課長

今委員が指摘されています、業者の問題、私どもといたしましての一番懸念するところでございます。ある程度そのところで先ほども言いましたように一括して発注した場合に来られるだけの余力をもっている、それだけの管理能力のある業者さんがいらっしゃるかどうかという問題等もございますし、また、分割した場合どの程度まで分割できるのかというところで今悩んでいるところですが、範囲を広げることでは全国公募という形になるかと思えます。地元企業優先といいますか、地元企業さんが出来るなら、私どもとしては一番喜ばしいことではございますが、不動産関係、建設業関係、そのあたりの業者さんが実際手を上げていただければ一番言いことだとは思っています。それから市営住宅の管理を安定して行っていただく為にはその業者さんの人員、資産、経営の規模、能力またはそのようなものが確保できる見込みがあるかどうかと、そのあたりについて重要なことであると思っております今検討しているところです。

江口委員

経営の安定ということを考えると、やはりある程度大きな規模が必要になってくると思います。これ政令市の中でも一番大きい横浜市の資料ですが、指定管理者の選定委員会の資料ですが、応募したところというのは大きいところなんです、大手の不動産管理会社、住宅供給公社、神奈川県土地建物保全協会、不動産系を言いますと住友不動産建物サービス、東急コミュニティー、オリックスファシリティーズ、商船三井興産、タイセイサービス等々なんですね、やはりその中で、ここでは考えているのは利益を出すには2,000戸程度は必要だと、ただし3万戸あるので3万戸一括は無理だと、なんで、4-5千で調整をしようかという形で横浜は考えています。ということで考えると飯塚市は4,400と考えると1から2ですね、そのときに飯塚市で本当に受けれるところがあるのかなんですよ、そんなときに大手の不動

産会社等々がずっと来た、そちらの方がもっていった、指定管理はとって行って、そこからバラで発注になる部分ですね、再委託に出される部分に関しては地場のところが買い叩かれるということがありえると思うんですが、そういった部分に関してはどのような検討がなされたのかお聞かせいただけますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:36

再開 16:38

委員会を再開いたします。

建築住宅課長

先ほど委員が言われました横浜の例につきましてもこちらで一応調べていまして、どういう業者さんが入られたまでは確認はしています。そのような大きな業者さんしか取れないような条件とありますが、そういうものをつけることによって、やはり地元の業者さんの、地元で出来るような業者さんがひょっとしたらいらっしゃるかも知れないということも視野には入れとれないか問題やないやるかということだと思います。先ほど言われましたような大手の業者さん、もしもの話ですが、そういう業者さんが取られたとしても、協定書等で地場業者さんへの積極的な発注を織り込むような協定書も作れるかという考えはあります。

江口委員

協定書等でそこら辺に縛りをかければかけるほど逆にコストは高くなることもありえるわけです。経営の安定等を考えるとある程度の規模が必要、その規模を満たす事業者という部分は福岡、北九州、田川、福岡県で見たとときに現われなかったのと同様に、同じように飯塚市においても厳しいのではないかと考えています。逆にこれこれこういった部分のところだったら資本金なり何なりこのくらいの部分だったら大丈夫だと思うんで、たぶんそこら辺が出てくるのではないかと、たぶんこういった業種で資本金なり利潤を上げてるところが出てこれるのではないかとというのがありましたら教えていただきたいわけですが、そういった部分はもっておりますでしょうか。

建築住宅課長

今言われました条件的なものというには、一応筑豊地区の不動産関係をしてある業者さんとかの管理戸数あたりの確認はさせていただいています。

江口委員

管理戸数の確認をしていても、ある意味かなり大きな金額を動かすことになりますよね、一般の不動産会社がやってる部分とはかなり形が違ってくると思うわけですが、一般の不動産管理会社がやってるのは持ち主から補修が必要だというときにはある意味、間に立っていただいて持ち主さんと施行会社の間をやるわけですよね。不動産会社が補修費用としてドンと持ってるわけではないわけですが、そういうことを考えるとたしてそれがそのまま出てこれるかというところではないと思っています。その指定管理者というものをきちんと入れるときにはそれなりのメリットが必要だと思ってるんですが、どうもそこらへんの案内が私にはピンと来ていません。先ほど言われた家賃の徴収とかを考えても、逆に厳しい面が出て来るのではないかと、そういうところに情報をお預けすること、その危険性等々を考えると本当にこれがメリットあるものとは見えないわけですが、もう一度これを入れることでさっき90から95%と費用の削減が見込めるというお話がありましたが、それについても疑問がありますが、そこはまず置いておいて、その他の入れることによるメリット、サービス向上等についてはどのようなものがあるのかご案内いただけますか。

建築住宅課長

指定管理制度を入れることへのメリットということで、コストの削減等というのは言うまで



もありませんが、実質そこに常に人が住んでいるということは私どもも一番重要なポイントであると考えております。これはひとつの例ですが、指定管理者の応募、提案をしていただくわけですが、その中で今まで市では対応していなかった、対応時間の延長とか、また、団地内の巡回、居住者への声かけとか、また、ハードの面ではA E Dの器械をつけますよという提案もあるところもあるそうです。それから、従業員に介護資格を持った人をひとりつけて、入居者の方にそういう介護サービスを行うようなことを提案してきている業者もあるということでございますので、さらに福祉部門との連携あたりも民間独自のサービスで行政の目が届かない部分を民間の視点から民間のもつノウハウを活用することでサービスの質の向上または事故防止などをうまく融合させていければということで思っています。

江口委員

確かに今言われたようなことも、横浜の事例からも読み取れるわけですが、本当にそれが90から95%の費用で出来るのか、また、この条例からそれをきちんとやっていただけるような縛りが出来るかという私はそうではないと考えています。条例で書いてあるのは指定管理制度を入れますよ。どこの住宅を対象とするかは私たちが後で決めます。維持修繕は指定管理者にやらせます。管理上必要と認める業務であれば私どもが市長の決定のもとであります。がどんどん指定管理を動かさますということなんですね。はたしてこのサービス向上ということまで、きちんといけるのか、図書館の指定管理のときとかは、確実にこれこれこういうふうなかたちで会館時間は確実にここからここまで長くなります。また発注先に関しては司書を80%必ず入れてください。サービスをやる人間の質もきちんと確保するということが委員会審議の中で出てきたわけですが、残念ながらここについても出てきていないわけです。先ほどコストの話がありました、90%95%という話がありましたが出していただいた効果見込み額の表、市営住宅は人件費で1億356万円、それについてはほとんどが2人の人件費を削減という話ですよ、ところがここで2人の人件費を削減しても指定管理者では人件費は出てくるはずなんですよ。ところがそこはこれを見る限りでは考慮されていないのではないかと先ほどの説明を聞くとおっしゃったわけですね。そうなることこのコストの部分からも根底が崩れているのではないかとおっしゃっていますが、人件費の件、何か説明されることありますか。

先ほどは11名から2人を減らしたいという話がありました。そうすると残る9名の方々と、指定管理に出した先の事務費が必要になるわけですね、そうすると指定管理に出した先の体制としてはおおよそ何名という形をしき、それから比較するとこれだけのものが減ってくるという話にしかならないと思うんですが、指定管理先の体制をどうみられるのか、その点はどうでしょうか。

建築住宅課長

業務の内容によっても人数的なものというのは少しずつ変わってくると思いますが、徴収業務まで全部含めたところで行くと、指定管理に出した業者さんでも9名程度は必要ではないかという試算はしています。

江口委員

となると2名減らして、先方は9名を雇うわけですね、その2名に人件費よりもその9名の人件費のほうが格段に安いということなんでしょうか。

建築住宅課長

今最低2名というような答弁しましたが、これで出す内容によっては指定管理業者の方も人数が増えていくわけですが、うちもある程度の仕事をそちらの方に outsouring することによってまだ人数は減らしていけるものと思っています。

江口委員

この大切な財政効果という面でも非常にその部分が不安定だということが分かったんだと思っています。先ほどのプライバシーのところに戻りたいと思いますが、非常に大きな個人情報

報を扱うと思うわけです。こういった個人情報を扱うのか、そしてやはりそこについてもこの管理会社だけで終わるものか、それとも再委託先とかまでいくこともありますよね、そういったところについてどのように個人情報の保護も含めてされるおつもりかお聞かせいただけますか。

建築住宅課長

どの範囲までの情報を扱わせるのかということですが、それでうちのほうといたしましては現在住宅管理システムで管理をしているわけですが、入居者の家族構成、住基の関係ですね、収入の関係、それから、生活保護世帯の情報というもので入っています。そのどこまでを扱わせるかにつきましては、それこそどこまでさせるかによって違ってくるところがございますけど、それによりまして、情報推進課、関係各課と協議しながらそのあたりのところも決めて行きたいと考えています。それから個人情報の保護に関する法律というのが国の方にもございますが、飯塚市の個人情報保護条例では事業の委託を受けたものに対して条例の28条において実施機関は個人情報に係る用務の処理を外部に委託しようとするときは当該委託を受けたものに対して個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならないこととかいうようなことでいろいろの規定があるわけでございます。そのようなところも十分に検討してその情報の扱い方には - 扱っていきたいと考えていますのでご理解願いたいと思います。

江口委員

本当に大きな個人情報を取り扱うわけでありまして。先ほど生活保護のお話しがございました。ほかにも障がいのあるなし、またDVの被害者であるなし、そしてまた外国人かどうか、またいろんなもの、中国残留孤児の問題、そして暴力団の関係等もありますよね。入居に関しての審査もありますし、入居の取消し、同居の承認・不承認とかありますよね。そうすると、非常に大きなプライバシーを扱ううえで、そしてまた必要な措置をとらせると言いますが、それをすればするほどコストがかかってくるわけでありまして。そしてまた、それをチェックする担当課としてもまた、同じことをもう一遍しなくてはならないわけですよ。そうすると、果たしてこれは本当に安くあがるかどうかです。サービス向上につながるかどうかだと思えます。そこができるところが、どんどんなくなるんだと思うんですよ。また、指定管理を受けようと思うところが、積算の基礎となるのが、ある意味安定した客体のはずですよ。要するに、建物はこうこうと決まってて、およそどれくらいの施設があって、台帳もきちんと整理したうえで、応募の際にはそういった文書が全て役所のほうで揃っていて、開始の履歴もきちんと揃ってる。ああ、これがこうだからこれくらい出せるんだな、というのがわかる。それだけではなくて、これから先の市営住宅の整備状況までわかってなくちゃいけないわけですよ。そうじゃないと、発注をした後に、ドーンと3分の1が建て替わることはないと思いますけど、3分の1が建て替われば管理経費もがらっと変わるわけですよ。それを考えると、そういったところまでの検討がなされているかどうかという部分は、私は非常に不安があるのですが、そういった発注後というか、公募の際に台帳等が十分に用意できるのか。また、その時に、これから先の、例えば5年、指定管理をお願いするんだとしたら、その5年間の市営住宅の整備の方向とかがきちんと決まっているのかということについても、十分検討して出せる形になっているのかどうか、お聞かせいただけますか。

建築住宅課長

そのあたりの準備等については、出す時点までには、現在のところでも整備をしておりますので、出せる状況にはあると思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

川上委員

この維持・修繕について、指定管理に任せるということで、その住民サービスはどういった

点がアップするののかという質問があって、巡回、声かけ、それから機器の設置、指定管理者の職員が介護資格を持っているとか、そういう提案がありますよということなんだけど、それで飯塚市民がどういうサービスの提供を受けることができるんでしょうか。具体的に、市で指定管理を受けたところがそういうことをしたとして。どういうサービスが受けられますか。この巡回、声かけとかね。イメージが湧かないんですよ。

建築住宅課長

先ほど言いました声かけ、また、そういう資格を持っている人の配置、これは他市の事例を参考にさせていただいたものでございます。それを飯塚市にあてはめられるかという問題もありますけれども、声かけというのは、これはやはり市営住宅に限らず、一般的な自治体あたりでもかなり薄くなっている風習といえますか、近所の付き合いの薄さを象徴しているようなところもございませぬけれども、そういうところ、独居老人、それから体に障がいがある方などにそういう声かけ、また見回り活動とかを、業者さんがプロポーザルの中で提案をしていただいとるところもありますということで、うちとしてもそういう形ができれば、指定管理に出す意義があるのではないかというふうな判断をしているところでございます。

川上委員

私は、例えば民生委員さんとか、老人クラブが解散するところが増えてますでしょ、だから老人クラブを支援するとか、配食サービスを充実するとか、要するに自治体の福祉部門を強化することによって、重層的な福祉が展開できると思うんですよ。だから、お金を削っておいて、これもやってくれね、と1業者に頼むというような、そういうのは住民サービスの向上というふうに言わない、と。それから、機器を設置するというけれども、市が置けばいいじゃないですか。別に指定管理でなくても。それから、介護資格のこともあるんだけれども、それ以外に住民サービスの向上につながることはありますか。

建築住宅課長

もちろん、私どもが今できていない部分といえますか、時間の延長の問題といえますか、今、5時でだいたい終わってますが、入居者の方から夜遅くでも電話がかかってくれば、私どもとしても対応はしておりますけれども、そういう時間的なものの融通性といえますか。そういうものとか、それに対応するスピードの速さというものも、住民サービスの一環かなとは思っております。

川上委員

私は、最近の経験では、本市の建築住宅課はかなり柔軟に対応されてるのではないかと思いますよ。これは真面目に言ってるんですよ。で、議員が言わないと動きにくいとかいうことがあると具合が悪いと思いますけど、やっぱり市民頼んで適切に対応されてる例のほうが多いです。一方で、だから私は、住民サービスが向上する場合に指定管理を導入するというスタンスからいえば、行革の見解は少し違うかもしれませんが、あえて導入する必要はないんじゃないか、と。むしろ、例えば雨漏りとか草刈りとか、棟数の表示とか、結露とか、そういうことに対応するのがこの指定管理者ということになるでしょ。そうすると、中層の場合は、お風呂が壊れました、そうすると市に原状回復責任があるでしょ。まあ、普通に壊れれば。それから換気扇の場合でも対応するでしょ。そうすると、それなりに費用がかかってくるんですよ。そうすると指定管理者は、それは市にお金をくださいっていえないんでしょう。自分が受けた中から対応するんでしょう。だから、あなた方でも、さっきと話と違うじゃないかといわれるかもわからないけど、財政上のことを理由にしてこれはちょっと我慢していただきたいと思うこともあるでしょう。あなた方の給料が増えるわけじゃないんですよ、そうやってやっても。ところが、指定管理者の場合はそれが自分たちの直接の生活に関わっていくような、利益を生むようなことに関わっていくわけですから、このお風呂壊れても水風呂に入ってくださいとか言わないと思いますけれども、金がない、予算がないというのはあなたがた以上に言っていく

んじゃないでしょうか。だから、当然サービスが向上しないどころか低下するのが当たり前だと思うんですよ。だから、これは指定管理者導入してはいけないということだと思うんですね。それから、実はお金が市全体がないので人員削減を図りたいんだと、2名ほどといわれるかもしれませぬ。今年度の予算を見ますと、予算書では10人になっていますね。管理部門が10人で、建設部門が4人になっていますよ。あなた方が2人削って8人で仕事が本当はできるんだということだったら、2人削って足りないといっている部門は多いですから、福祉部門でも回したらいいじゃないですか、よく相談して。そしたらここからは人件費が減るでしょう。市全体はもちろん減らないけど。だから、発想を、今のをもしあなた方が人が8人で足りるんだと、ということですよ。だから、建築部門の住宅部門の仕事を民間に出して、その分だけ自分たちの人を減らして人件費が浮きますという発想じゃなくて、市全体で重層的にサービスをアップしていかどうかというふうに考えれば、指定管理者の導入は必要ないし、やるべきではないのではないかなと思うんだけど、私がいっているように考えたことがありますでしょう。どうですか。

建築住宅課長

今、委員が言われます、指定管理に出さなくても現行の状況で出来るんじゃないかと。人数が減っている、先に言いました住宅の入居者の方からの要望とか、苦情、相談等というのは多様化しております。それに対応する時間、またそれにとられている時間というのは職員かなり多いわけございまして、そのあたりの解消の一貫もあるかと思えますけれども、それを指定管理に出すことによって我々はその補修管理できる部分であれば問題ないと思えますが、さらなる我々ができていない部分も指定管理に出すことによるサービスの向上ということを出させていただいておりますので、ご理解願いたいと思えます。

川上委員

最後にします。今、言われたことについて反論めいたことを言いますので。いま職員の皆さんが言われたようなことで苦勞されているというのは極めてプライバシーに関わることが少なくないと思えます。だからこれは全体の奉仕者たる公務員だから踏み込んでこちらも話ができるし、相手も市の職員だから安心して話をしていることもあるんですね。時々は無理を言ったりとか言うこともあるかもしれないけど。公務員だから向こうも安心してしゃべる。こちらも聞ける、守秘義務があるからね。そういう意味ではその意味からいっても指定管理者制度はやめるべきだというふうに思えますので。これは質問になりませんが、意見を言っておきます。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 17:05

再開 17:25

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

おはかりいたします。本案については継続審査といたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。